

資 料

1. 山口県環境基本計画に掲げる数値目標

環境指標	数値目標等		
	基準値（年度）	現況（R4年度）	目標値（年度）
《1 気候変動対策の推進》			
①温室効果ガスの排出量	4,310万t-CO ₂ (H25)	4,045万t-CO ₂ (R1)	2,797万t-CO ₂ (R12)
②再生可能エネルギー発電出力	1,364,313kW (R1)	2,296,810kW	3,000,000kW (R12)
③適切な森林整備（間伐面積）	3,147ha (R1)	2,935ha	3,400ha (R12)
④バイオマス（林地残材）利用量	54,560t (R1)	70,777t	94,000t (R12)
《2 循環型社会の形成》			
①1人1日当たりの家庭排出ごみ量	527g/人・日 (H30)	529g/人・日 (R3)	462g/人・日 (R7)
②一般廃棄物のリサイクル率	30.6% (H30)	32.5% (R3)	35% (R7)
③産業廃棄物のリサイクル率	54.5% (H30)	—	56% (R7)
④ダイオキシン類排出量	H9比96%削減 (R1)	H9比99%削減	H9比99%削減 (R12)
《3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全》			
①生物多様性の認知度	56.9% (R1)	58.4%	75.0%以上 (R12)
②希少野生動植物種保護支援員数（累計）	1,063人 (R1)	1,271人	1,700人 (R12)
③水源の森の整備	564ha/年 (R1)	575ha/年	610ha/年 (R12)
④自然資源を保全・活用する活動団体数	54団体 (R1)	71団体	65団体 (R12)
《4 生活環境の保全》			
大気、水質等の環境基準の達成・維持			
□ 大気関係 ^{※1}			
・二酸化硫黄	100% (R1)	96.3%	現状を維持 (R12)
・二酸化窒素	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
・一酸化炭素	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
□ 水質関係 ^{※2}			
・海域（COD）	83.3% (R1)	77.8%	向上させる (R12)
・河川（BOD）	96.8% (R1)	96.8%	向上させる (R12)
・湖沼（COD）	63.6% (R1)	63.6%	向上させる (R12)
□ ダイオキシン類 ^{※3}	100% (R1)	100%	現状を維持 (R12)
《5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進》			
①環境学習指導者バンク登録者数	170人 (R1)	204人	200人 (R12)
②環境学習参加者数	74,581人/年 (H24-R1平均)	68,248人/年	85,000人/年 (R12)
③子どもエコクラブ数（累計）	1,165団体 (R1)	1,197団体	1,300団体 (R12)
《6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進》			
①水素ステーションの設置	1か所 (R1)	1か所	—
②ISO14001取得等団体数（累計）	284団体 (R1)	306団体	320団体 (R12)
③農山漁村交流滞在人口（年間）	18.3万人 (H29)	11.2万人 (R3)	70万人 (R4~R8)
④環境保全型農業直接支払交付金の取組面積	459ha (R1)	423ha	500ha (R6)

※1 対象となる環境指標を測定している大気測定局のうち、環境基準を達成した測定局の割合

※2 県内すべての調査対象水域のうち、環境基準を達成した水域の割合（日平均値の環境基準適合日数が総測定日の75%以上）

※3 大気環境・水環境（海域・河川・湖沼・地下水）・底質環境（海域・河川・湖沼）・土壌環境に関するすべての調査対象地点のうち、環境基準を達成した地点の割合

2. 環境保全対策関係予算

(単位：千円)

所管	新 拡 廃	事業名	R5年度予算額	事業概要	施策 体系
			R4年度予算額		
県民生活課	廃	エンカル消費推進事業	0 2,200	事業見直しのため	5
	新	やまぐち消費 SDGs 県民連携推進事業	5,000 0	消費者にSDGsに沿ったライフスタイルの見直しを促す「消費のSDGs」に興味を持ってもらい実践してもらうため、県民と事業者、学校、行政の連携強化及び普及啓発を推進する	1 5 6
環境政策課	廃	ぶちエコやまぐちCO ₂ 削減加速化事業	0 22,110	事業見直しのため ※予算額は内数（普及啓発に係る部分を計上）	1
	新	2050ゼロカーボン・チャレンジ推進事業	29,695 0	県民や事業者自らの脱炭素型ライフ・ビジネススタイルや事業活動での地球温暖化対策の取組（ゼロカーボン・チャレンジ）を推進する	1 5 6 7
	廃	ぶちエコやまぐちCO ₂ 削減加速化事業	0 14,909	事業見直しのため ※予算額は内数（ZEH等の導入支援、普及啓発に係る部分を計上）	6
	廃	ぶちエコやまぐちCO ₂ 削減加速化事業	0 204,428	事業見直しのため ※予算額は内数（導入支援（融資）に係る部分を計上）	7
	新	省・創・蓄エネの導入促進事業	406,246 0	民生部門を中心に、省エネ化や地域特性を活かした再生可能エネルギー導入を推進するとともに、本県のエネルギー産業の振興に資する省・創・蓄エネ設備の普及を図る	1 6 7
	廃	E Vによる分散型エネルギー活用推進事業	0 28,874	事業見直しのため	1
	新	ゼロカーボン・ドライブ普及啓発拠点整備事業	38,644 0	県有施設を太陽光発電等の再生可能エネルギー電力とE V等を組み合わせ活用するゼロカーボン・ドライブの普及啓発拠点として整備するとともに、A I・I o Tも活用した分散型エネルギーシステムを構築し、地域脱炭素社会の実現を目指す	1 6
		日韓海峡沿岸環境技術交流事業	1,225 1,482	日韓海峡沿岸県市道間の環境保全や相互交流促進のため、共同調査を実施する	7
		山東省環境保全パートナーシップ事業	1,788 2,105	中国山東省から環境保全技術研修生を受け入れて、環境問題の解決に向けた研修を実施するとともに、県からも技術指導者を派遣し、地域レベルでの地球環境保全対策を推進する	7
	新	県有施設への太陽光発電設備導入促進事業	6,899 0	R 4年度に実施した「太陽光発電設備の導入ポテンシャル調査」の結果を踏まえ、太陽光発電設備が設置可能と判断した県有施設について、自家消費用の太陽光発電設備を導入する	1 6
		環境影響評価指導審査事業	2,148 2,005	各種開発事業の実施に当たって、環境汚染の未然防止や開発と環境保全との調和を図るため、環境影響評価法及び条例に基づき、事業者が行う環境影響評価について指導・審査する	7
		環境保全管理運営対策事業	7,467 8,878	環境保全に係る様々な管理運営を実施する	7
	騒音振動悪臭対策事業	17,003 10,687	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域の指定や調査指導を実施する	4	
	ダイオキシン類削減対策総合調査事業	16,588 15,130	ダイオキシン類削減対策を推進するため、特定施設等の立入検査、発生源の周辺環境調査を実施するとともに、常時監視の実施により環境基準の達成状況を把握する	4	
	大気汚染監視指導事業	1,659 1,595	光化学オキシダントやPM2.5などの大気汚染物質の常時監視を実施する	4	
	大気汚染常時監視事業	99,281 102,320	PM2.5などの大気汚染物質の常時監視を、越境汚染の影響も考慮した体制に見直し、充実・強化する	4	
	オゾン層保護対策事業	392 392	フロン等の環境濃度調査やフロン類回収業者等に対する指導を実施する	1	
	環境放射能水準調査事業	111,848 7,828	環境中の放射能や放射線の測定を実施する	4	
	有害大気汚染物質環境調査事業	1,771 2,042	有害大気汚染物質について環境調査を実施する	4	
	基地公害対策事業	1,002 941	岩国基地周辺において、航空機騒音に係る環境基準達成状況等を把握するための調査を実施する	4	
	化学物質環境汚染実態調査事業	1,887 1,844	環境中の化学物質の挙動及び残留性の実態調査を行うとともに、化学物質の環境中への排出量を把握する	4	

(単位：千円)

所管	新・拡 展	事業名	R5年度予算額	事業概要	施策体系
			R4年度予算額		
環境政策課	水質土壌汚染対策指導事業		2,239	工場・事業場における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、公害防止条例に基づく基準の遵守状況の調査及び土壌汚染対策について適切な指導を実施する	4
			24,403		
	水質環境監視事業		14,068	海水浴場調査、底質調査及び瀬戸内海の広域調査並びに生活排水の適正な処理について普及啓発を実施する	4
			13,775		
	水質環境保全推進事業		365	閉鎖性水域である瀬戸内海に流入する汚濁負荷量（COD、窒素、りん）を削減するため、総量削減計画の策定並びにその進捗状況の把握と汚濁負荷量の効果的・計画的な削減の指導を実施する	4
365					
公共用水域水質調査事業		25,750	公共用水域及び地下水の環境基準の維持達成状況を把握するための調査を実施する	4	
	環境学習関連事業（セミナーパーク管理運営等事業）		—	県民、NPO、民間団体、事業者、行政等との連携・協働のもと、多様な環境情報の提供、人材（環境学習指導者）の育成・派遣・交流、学習プログラム等の教材の作成・提供など総合的な支援による全県的な環境学習を推進する また、県内の自然環境学習拠点施設と連携し、魅力ある体験型環境学習講座を開催する 《※予算は、「セミナーパーク指定管理料」に含む》	5
生活衛生課	水道施設整備促進事業		293,687	市町等が行う老朽化した水道施設の更新や耐震化の取組に対する支援を実施する	4
			415,035		
	水道衛生指導事業		435	水道整備計画、水道事業等に係る認可、指導監督、水道施設に係る維持管理指導、水道水質検査に係る指導を実施する 飲用井戸の実態把握、飲用井戸等設置者からの相談、改善指導、汚染された飲用井戸に対する措置を実施する	4
			452		
廃棄物・リサイクル対策課	ぶちエコやまぐち3R推進事業		8,073	食品ロスやプラスチックごみなどの廃棄物の3Rについて、多様な主体が連携・協働し、県民総参加での取組を推進することにより、循環型社会の形成に向けた廃棄物の減量化・循環利用の促進を図る	1 2
			9,124		
	やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業		58,995	海洋ごみの回収・処理等や内陸から沿岸に至る流域圏での海洋プラスチックごみの発生抑制対策など、多様な主体との連携による海洋ごみ対策を推進する	2
			66,752		
	資源循環型社会形成推進事業		127,350	廃棄物の3Rに係る研究開発から普及拡大までの各段階における切れ目のない支援を行うことにより、次世代を担う資源循環型産業の強化を図り、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指す	1 2 6
127,350					
	産業廃棄物適正処理推進事業		85,078	産業廃棄物の適正処理を推進し、県民の安心・安全を確保するため、監視パトロール等による不適正処理の未然防止と関連事業者の優良化に向けた取組を推進する ・監視パトロール班等による不法投棄等の監視 ・夜間、休日等の監視パトロールの実施 ・情報収集のためのフリーダイヤルの設置 ・PCB廃棄物の適正処理の推進 ・事業者を対象としたセミナー等の開催 ・環境マネジメントシステム取得費用や女性就業環境整備費用等への補助による、優良産廃処理業者の育成及び支援 ・公共関与による広域最終処分場の延命化対策調査の実施	2
自然保護課	鳥獣保護区等設置事業		7,007	多様な野生鳥獣の生息環境保全を図るため、鳥獣保護区等の指定を実施する	3
			6,813		
	鳥獣保護推進事業		1,134	野生鳥獣との共生の重要性について普及啓発を実施する ・傷病鳥獣の保護 ・愛鳥行事 ・野生鳥獣生息調査 ・鳥インフルエンザウイルス野鳥保有状況調査	3
			1,033		
	ツキノワグマ保護管理対策事業		2,946	絶滅のおそれのある西中国山地のツキノワグマを、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、県民の生命財産を守りつつ適正に保護管理する	3
			2,604		
	野生鳥獣適正管理事業		3,464	ニホンジカの適正な保護管理のため、生息状況調査等を実施する	3
			3,464		
	放鳥事業		1,052	狩猟資源の保護増殖を図るため、鳥獣保護区等へのキジ、ヤマドリ等の放鳥を実施する	3
			2,303		
野生鳥獣管理対策強化事業		48,288	シカなど生息数が増えすぎた野生鳥獣の捕獲対策の一層強化や捕獲の担い手の確保・育成する	3	
		42,684			
自然公園保護管理事業		14,554	自然公園管理員や自然公園指導員の設置により、自然公園施設の適切な管理を実施する	3	
		33,313			

(単位：千円)

所管	新・拡 充	事業名	R5年度予算額	事業概要	施策 体系
			R4年度予算額		
自然保護課		利用施設維持補修事業	8,302 8,302	自然公園施設の快適な利用のための維持補修等を実施する	3
		中国自然歩道管理事業	3,370 3,370	県内の中国自然歩道の快適な利用を図るため、草刈りや清掃、パトロール等を実施する	3
		秋吉台国定公園管理事業	1,440 1,440	秋吉台の自然景観保持のため、「山焼き」の運営費等について負担する	3
		自然公園等施設整備事業	6,981 154,710	国交付金を活用した計画的な自然公園施設の改修等する ・秋吉台国定公園 市町が実施するエコツーリズム拠点施設の整備を支援 ・瀬戸内海国立公園	3
		自然環境保全地域等対策事業	1,467 1,444	県内流域において各種団体等が連携して行う活動を促進するため、基礎調査や技術的助言等の支援を実施する	3
		生物多様性保全対策推進事業	1,277 2,355	県民と協働した生物多様性の保全を推進するため、レッドデータブックやまぐちや外来種リストにより普及啓発を行うとともに、希少野生動植物種保護支援員を育成する	3
		やまぐち自然環境学習推進事業	8,148 8,061	「つの上島自然館」及び「秋吉台エコ・ミュージアム」に自然解説指導員を配置し、自然環境学習会や入館者に対する解説業務を実施する 自然観察指導員の活用や「緑の少年隊」の育成等を通じて、自然環境の保全を図るための普及啓発活動を実施する	3 5
		きらら浜自然観察公園管理運営事業	50,681 49,536	野鳥を中心とする多様な生態系を保全するとともに、野鳥観察、自然観察等による自然保護について県民の理解を深めるための運営を行い、自然環境学習を推進する	3
	厚政課		調査研究事業	1,310 1,295	環境保健センターにおいて、環境に関する調査研究を実施する
産業脱炭素化推進室	廃	瀬戸内産業低炭素化加速事業	0 5,000	事業見直しのため	6
	新	やまぐち中小企業脱炭素化促進支援事業	143,038 0	カーボンニュートラルを契機とした県内中小企業の持続的経営への転換と成長・発展を実現するため、県内中小企業に対し、脱炭素経営に向けた意識づけとともに、その取組を後押しする	1 6
	新	カーボンニュートラルコンビナート構築事業	1,051,500 0	本県コンビナートのCO ₂ 排出削減や次世代燃料・素材の供給基地化につながるコンビナート連携事業の実施を支援し、脱炭素社会の産業拠点となる「カーボンニュートラルコンビナート」への転換を促進する	1 2 6
	新	自動車産業電動化イノベーション等創出支援事業	69,733 0	カーボンニュートラルの実現に向けた国内外の生産車両の電動化シフト等に対応するため、県内企業の業態転換や新事業展開を促進するとともに、自動車のライフサイクル全体での低炭素化に向けた支援を行う	1 6
	廃	「水素先進県」実現促進事業	0 13,000	後継事業の細事業で取組を継続	6
	新	「水素先進県」実現加速化事業	49,000 0	「水素先進県」実現の加速化に向けて、燃料電池自動車等の導入促進など水素需要の拡大を図るとともに、県内中小企業等の水素関連産業への参入を支援する	1 6
企業立地推進課	拡	企業立地サポート事業	1,207,128 1,039,066	国が成長戦略に位置づける蓄電池や半導体などのGXに資する分野に加え、医療関連分野における企業誘致の促進を図るため、本県独自の支援制度を新たに構築し、本県の脱炭素化の取組を加速させるとともに産業振興を図る	1
イノベーション推進課		次世代産業イノベーション推進事業	264,500 173,910	環境・エネルギー、医療、バイオ関連分野において、県内企業が共同で取り組む研究開発・事業化等を支援する	1 6
		次世代産業イノベーション推進体制整備事業	66,733 67,244	環境・エネルギー、医療、バイオ関連産業の育成・集積に向け、(地独)山口県産業技術センターに「イノベーション推進センター」を設置し、マッチングや研究開発プロジェクト等への支援を実施する	1 6
		次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業	25,771 28,433	環境・エネルギー、医療、バイオ関連産業の育成・集積に向け、行政・企業・大学・支援機関等のネットワークを強化し、そのネットワークを通じた交流やマッチング等の研究開発・事業化につながる取組を促進する	1 6
	廃	低炭素技術イノベーション促進事業	0 10,000	国のグリーンイノベーション基金事業における大規模事業の採択がほぼ一巡したことから、事業を廃止し、通常取組の中で対応することとしたもの	6

(単位：千円)

所管	新・拡 廃	事業名	R5年度予算額	事業概要	施策体系
			R4年度予算額		
経営金融課	廃	再生可能エネルギー導入資金	0 434,300	事業見直しのため	6
	新	【中小企業制度融資】 脱炭素経営未来投資 応援資金	825,400 0		
文化振興課		国指定文化財保存活用事業(特別天然記念物八代のツル再生支援事業)	2,145	周南市が実施するツル渡来数回復事業の支援する	6
			1,949		
農林水産政策課	新	「農林業の知と技の拠点」新技術開発・実装加速化事業	120,000 0	本県農林水産業の生産課題に対し、新たな研究開発体制を構築し、本県の実情に即した「山口型スマート技術」について、研究開発から現地実装までに一貫して取り組む	1
ぶちうまやまぐち推進課	拡	ぶちうま！維新推進事業	13,730	地産・地消の着実な推進に向け、地産・地消推進拠点を拡充するとともに、県域でのイベントや各種キャンペーン等の開催を通じて、県産農林水産物の更なる需要拡大を図る 《※予算額は内数(対象事業部分を計上)》	1
			14,357		
	新	やまぐちグリーン農産物等販売促進事業	6,000 0	グリーン農産物に係る流通関係者・消費者の理解促進及び消費者への販売促進に特化・集中して取り組むことで、環境意識の高い消費者を購買層として取り込み、グリーン農産物の生産拡大につなげる	1
	拡	やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業	62,698	住宅・事業用建築物への支援や専門人材の育成、普及啓発等の取組等により、民間建築物における新たな県産木材の需要を創出し、さらなる県産木材の利用拡大を推進する	1
			64,386		
農業振興課		安心・安全農作物づくりサポート事業	32,004	食の安心・安全や環境保全等の消費者ニーズに対応するため、農薬の適正な使用についての啓発活動や販売店への立入検査を実施するとともに、農作物の生産段階における有害物質などの排除や抑制など、総合的な農作物のリスク管理対策を実施する	3
			16,045		
	廃	環境にやさしい安心・安全な農業推進事業	0 55,750	他事業と統合のため	3
	拡	グリーンで安心・安全な農業推進事業	72,142	有機農業等に関するアドバイザーの養成や、市町等の試行的な取組等を促進するとともに、国際水準GAPの知識習得等を進め、安心・安全な農産物の供給と脱炭素化を通じた持続可能な農業を推進する	1 3
			0		
農村整備課		農業農村地域活性化総合対策事業	2,496,000	農地の荒廃や集落機能の低下が危惧される農村地域において、農地の維持に必要な共同活動を支援し、農業農村の活力を創出する	3
			2,496,000		
		農業集落排水事業	256,509 33,102	農業集落内のし尿、生活雑排水等の汚水処理施設を整備する ・周防大島地区ほか8地区	4
畜産振興課	新	県産飼料生産・利用拡大促進事業	81,000 0	県産畜産物の安定供給のため、本県の特徴を活かした飼料生産・利用及び広域流通体制を構築するとともに、病害に強い飼料作物を普及することで、国際情勢等の影響を受けにくい県産飼料への転換を図る	1 6
			4,969		
		畜産経営スマート化促進事業	5,741	研修会の開催や畜産コーディネーターの支援を通じて先進技術の導入を促進し、生産性向上と効率的な堆肥の製造・利用を両立させ、畜産経営の体質強化を図る 《※予算額は内数(良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業を計上)》	1 6
森林企画課		意欲と能力のある林業経営者の確保・育成総合対策事業	59,873	林業の現場を担う即戦力技能者の確保と中核経営体の育成の取組を一体的に実施し、雇用と活力のある中核経営体を核とした本県林業の成長産業化を図る	1
			44,600		
		新規林業就業者定着促進事業	32,895	林業作業現場での担い手を確保・育成するため、募集から研修、就業、定着までの一貫した支援策の実施により、林業への新規就業者の確保・定着を促進する	1
			35,288		
		移住林業就業加速化事業	2,540	大都市圏の移住希望者をターゲットに、相談から現場就業体験などの就業支援を行うことで、ニーズに合った林業事業体への就業による新規就業者の確保に努める	1
2,540					
		森林経営管理推進総合対策事業	119,300 104,800	市町の森林経営管理制度の取組を支援し、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する	1
		木材利用加速化事業	371,020 182,990	県産木材供給量の増大を図るため、高性能林業機械の導入や木材加工流通施設等の整備を支援し、川上～川下の需給ギャップ解消に向けた仕組みを構築する	1

(単位：千円)

所管	新・拡 展	事業名	R5年度予算額	事業概要	施策体系
			R4年度予算額		
森林企画課	新	森林Jクレジット活用推進事業	9,000	県内での森林Jクレジット制度の活用を促進し、クレジット売却益の山元還元を通じた林業サイクルの後押しによる人工林の若返りを図り、更なる森林のCO ₂ 吸収機能を発揮させる	1
			0		
		地域森林づくり活動強化対策事業	8,000	地域活動の中核となるボランティアリーダーの養成、森林ボランティア団体等による地域森林活動の支援や森林環境教育への支援を行い、ボランティア団体等の取組を一層推進する	1 5
			8,000		
		県民参加の森林づくり推進事業	5,000	森林の果たす役割や森林整備の必要性等の周知啓発を行い、「2050年の森」の取組成果を活かした周知活動を行うことで、県民参加の森林づくりを促進する	1 5
			5,000		
	森林整備地域活動支援交付金事業	3,602	小規模分散している森林の集約化に必要な活動経費の支援を行い、森林経営計画作成等の取組を推進する	1	
		5,852			
	やまぐち森林づくり普及促進事業	2,525	利水企業を中心とした民間企業による森林づくり体験の実施により、県民に対する森林の多面的機能の重要性の普及啓発を図ることで、社会全体で森林を支える仕組みづくりを構築する	1 3	
		2,525			
森林整備課		森林整備加速化事業	150,000	森林資源の循環利用体制を確立し、森林の多面的機能の強化を図るため、間伐や再造林等を行う	1 6
			150,000		
	新	エリートツリーコンテナ苗安定供給体制整備事業	10,918	再造林率の向上を図るため、造林コスト低減と省力化・効率化を実現できる「エリートツリーコンテナ苗」の新たな生産技術と安定供給体制の確立・定着を推進する	1
			0		
		森林機能回復事業	203,347	奥山等の荒廃したスギ・ヒノキ人工林において、強度な間伐を実施し、健全な森林へ誘導する	1 6
			199,927		
		繁茂竹林整備事業	194,991	森林の持つ多面的機能の持続的な発揮を図るため、繁茂竹林の伐採、再生竹の除去及び広葉樹の植栽等を実施する	1 6
			196,425		
		地域が育む豊かな森林づくり推進事業	50,000	中山間地域の振興に向けた里山の整備など、地域の課題を踏まえ市町等が独自に取り組む多様できめ細やかな森林整備を支援する	1 6
			50,000		
	造林事業	529,177	県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止など、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、健全で多様な森林整備を進める	1 6	
		583,885			
	少花粉スギ等優良種苗供給対策事業	21,603	数十年単位の時間を要する森林の育成を確実に進めるため、ニーズに対応した優良な県産種子の安定供給体制を強化する	1	
		21,814			
水産振興課		漁業生産増大推進事業（細事業名：沿岸域環境改善支援事業／国事業名：水産多面的機能発揮対策事業）	7,991	藻場・干潟の保全活動経費に係る支援を実施する 《※予算額は内数（干潟域の再生保全に係る部分を計上）》	1 3
			10,501		
		内水面漁業振興対策事業	8,058	ブラックバスなど外来魚の駆除、カワウの防除対策、資源増殖対策としての調査・研究を実施することにより、内水面漁業を振興する	3
			10,706		
新	やまぐち型養殖業推進事業	21,000	本県の特徴を活かした「山口県ならではの」養殖対策を強力に講じ、県内外に誇れる地域に根付いたブランドとして振興、普及させていくことで、本県養殖業の成長産業化を推進する	1 6	
		0			
漁港漁場整備課	新	藻場保全によるJブルークレジット活用推進事業	6,000	山口県の海域条件に応じた「Jブルークレジット活用指針」を策定し、藻場の回復・維持に向けた継続的かつ効果的な「藻場保全活動」とJブルークレジット申請による活動費の確保を図り、県内漁港への展開を支援する	1
			0		
		市町営漁業集落環境整備事業	250,512	水域環境改善や漁業集落の生活環境改善を図るため、汚水処理施設や水産飲雑用水供給施設を整備する (大井浦地区ほか6地区)	4
			143,660		
		地域水産物供給基盤整備事業	337,750	・沿岸水域の環境改善を実施する ・増殖場・魚礁の整備を実施する（外海地区、内海地区、内海中部地区）	4
398,872					
	内海東部地区水産環境整備事業	20,000	・沿岸水域の環境改善を実施する ・増殖場の整備を実施する（周防大島町地先）	4	
		122,600			
技術管理課	新	建設DX総合推進事業	131,718	デジタル技術を活用し、本県の建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上等を図る	1
道路整備課		電線共同溝整備事業（公共）	105,000	電線類の地中化により、美しい町並みの形成や防災性を向上する ・一般県道新下関停車場線ほか2箇所	1 6
			105,000		
		舗装補修事業（公共）	790,296	破碎や切削により発生した建設副産物を再資源化施設へ排出し、再生資材として活用する	1 2
821,276					
道路整備課 道路建設課		交通安全施設整備事業（公共）	1,906,525	交差点改良、歩道の整備等の交通安全施設を整備する ・道路整備課：県道萩秋芳線ほか5箇所 ・道路建築課：県道小郡三隅線ほか2.3箇所	1 4
			1,646,301		

(単位：千円)

所管	新・拡 廃	事業名	R5年度予算額	事業概要	施策体系	
			R4年度予算額			
道路建設課		道路改良事業（公共）	4,099,194 4,418,236	バイパス整備により渋滞対策を推進する	1	
都市計画課		街路事業（公共）	1,904,000 の内数	都市計画道路の整備により右折レーンの設置や道路と鉄道の立体交差化等を図り、交通の円滑化を促進する ・泉町平川線ほか12路線	1 4	
			1,937,811 の内数			
		都市公園整備事業（公共）	439,396 の内数	都市公園を整備する ・維新百年記念公園 ・山口きらら博記念公園ほか3公園	1 6	
			442,655 の内数			
		流域下水道整備事業	217,000	生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、流域下水道施設の整備を実施する ・周南流域下水道浄化センター ・田布施川流域下水道浄化センター	4	
			605,400			
	過疎地域下水道代行事業	340,200	過疎地域の下水道整備を促進し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設の整備を実施する ・周防大島町（終末処理場、幹線管渠）	4		
		372,750				
	廃	流域下水道事業（施策分）	0 54,899	R4年度中に事業計画の変更が完了のため	4	
河川課		広域河川改修事業（公共）	1,606,500 1,690,500	多様な生物で構成される河川環境の保全と形成を図るため、変化に富んだ水辺やみどりの川づくりを推進する	1 3	
港湾課	新	公共事業（港湾脱炭素化推進計画策定）	21,000 0	カーボンニュートラルポートの形成に向け、官民連携による港湾における脱炭素化の取組を定める港湾脱炭素化推進計画を策定する	1	
住宅課		県営住宅建設事業（公共）	1,740,302 1,392,766	県営住宅への高効率給湯器、節水型トイレ、節水節湯水栓、太陽光発電設備の設置、LED照明器具等の使用により環境負荷の低減を推進する 《※予算額は事業費総額》	1	
企業局総務課		「やまぐち維新でんき」による再生可能エネルギーの利用拡大	3,000 1,500	企業局の水力発電による電気を県産CO ₂ フリー電気として付加価値を付けて供給することを通じて、県内企業のCO ₂ 削減の取組を後押しするとともに、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた意識の向上を図る	1	
企業局電気工水課		平瀬発電所建設	85,000 674,000	錦川総合開発事業の一環として建設される平瀬ダムの河川放流を利用し、最大出力1,100kW（一般家庭の約1,500世帯分）の水力発電所を建設する	1	
		廃	佐波川発電所リニューアル推進事業	0 43,000	事業見直しのため	1
		新	佐波川発電所リニューアル工事事業	0 0	発電設備全体の老朽化が進んでいる発電所について、R4年度に行った設備形態や規模の調査を基に、水車発電機を含む電気設備全体の更新工事を実施する （R5年度～R9年度の債務負担行為を設定）	1
			水力発電所リパワリング推進事業	0 0	低廉かつ安定供給に優れた「水力発電」の供給力向上を図るため、全国に先行し、既設水力発電所の設備更新に合わせたリパワリング（水車ランナ、発電機コイルの改造等による出力向上）を計画的に実施する （R5年度はリパワリング工事を実施する発電所がないため休止。次回R7年度実施予定。）	1
			未利用落差を活用した小水力発電所の開発	481,000 165,000	発電所未設置ダム等の未利用落差を活用した小水力発電所の開発に取り組む	1
		拡	水力発電魅力発見事業	3,000 3,500	水力発電の魅力発見につながる取組を実施し、水力発電への理解・啓発を促進する	1
			小水力発電開発促進支援事業	18,000 20,000	地域の主体的な取組に対して技術的・財政的な支援を実施し、小水力発電の開発を促進する	1
学校運営・施設整備室		博物館学校地域連携教育支援事業（博物館普及教育事業）	998 1,065	星を見る会、地質教室、昆虫教室、植物教室などの体験的な学習等を通して、自然科学への興味を増進する	5	

(単位：千円)

所管	新・拡 廃	事業名	R5年度予算額	事業概要	施策体系
			R4年度予算額		
高校教育課	新	企業から学ぶ！専門 高校カーボンニュー トラルプロジェクト	5,393	専門高校とカーボンニュートラルの実現に向けて先進的に取り組む 企業が連携し、学科の専門性に応じた研修や現場見学、現場実習等 の教育活動を展開することで、カーボンニュートラルの実現を担う 人材を育成する	1 5
			0		
地域連携教育 推進課	廃	青少年自然体験活動 推進事業	0	事業見直しのため	5
			2,426		
	新	地域と連携したリアル な体験活動充実事 業	10,416	本県が全国に先駆けて独自に取り入れてきたOBS手法を活用した 長期自然体験活動と、高校生・大学生が企画し、地域団体や企業等 の連携・協働によって具現化する短期体験エコツアーを組み合わせた プログラムを展開する	5
			0		
警察本部会計 課	新	庁舎維持費(警察施設 照明器具LED化改 修事業)	122,057	警察全体での省エネを図るため、警察施設の照明器具をエネルギー 効率の高いLEDへの改修を行う	1
			0		
		機動力強化費(県費車 両の減耗更新)	7,447	庁用車等として、環境に配慮したハイブリッドカーを導入する	1
			4,306		
警察本部生活 環境課		環境犯罪対策事業	766	産業廃棄物不法投棄など、悪質な環境犯罪の端緒情報収集活動と重 点的取締りの実施による廃棄物の適正処理及び愛護動物の保護を推 進する 《※予算額は、刑事警察活動費の一部を計上》	2
			1,153		
警察本部交通 規制課		交通事故防止施設総 合整備事業	1,021,106	管制エリアの拡充・高度化、信号機の系統化、最新の信号制御シ ステムの導入、交通の円滑化を図り、環境にやさしい交通管理を促進 する	4
			1,205,044		

施策体系

- 1 気候変動対策の推進 2 循環型社会の形成 3 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
4 生活環境の保全 5 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進
6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進 7 共通的・基盤的施策の推進

3. 調査研究事業

(1) 環境保健センター

光化学オキシダント等の変動要因解析を通じた地域大気汚染対策提言の試み：Ⅱ型共同研究（R4～R6）
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、光化学オキシダント、PM2.5等のこれまで取得してきた膨大なデータの活用を図り、各地域の大気汚染物質の高濃度化要因の解明、大気汚染物質濃度の傾向をより正確に評価することを目指す。
災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発：Ⅱ型共同研究（R4～R6）
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、事故・災害時において初動時スクリーニングに有効なGC/MSによる全自動同定定量システムの構築と、実際の災害時に活用可能な緊急環境調査の方法論を開発する。
自動音源分類A I 開発プロジェクト（R3～R5）
人工知能技術を使用して、騒音の種別を自動判別するシステムを構築する。
第6次酸性雨全国調査（H28～R5）
酸性雨の実態を把握するため、降水の分析をして大気汚染物質濃度及び沈着量を調査する。
マイクロプラスチック調査及び調査の手引きを用いた連携に関する研究（R3～R5）
当センターで作成した環境学習向けマイクロプラスチック調査の手引きを用いた指導者講習会の実施や調査結果の共有等を行い、県（センター）、市、民間団体との連携体制の構築について検討する。
被覆網によるアサリ育成手法の応用に関する研究：Ⅱ型共同研究（R2～R4）
榎野川河口域・干潟自然再生協議会（事務局：自然保護課等）と連携し、山口湾の南潟及びきらら浜自然観察公園の造成干潟において、被覆網を用いたアサリの育成手法を検討した。
里海里湖流域圏が形成する生態系機能・サービスとその環境価値に関する研究：Ⅱ型共同研究（R3～R5）
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、里海里湖流域圏が形成する水質・底質等の生態系機能や、地球温暖化緩和に資する温室効果ガスの固定機能（ブルーカーボン）、漁業生産性等の生態系サービス等の様々な環境価値に関する評価検討を行う。
河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究：Ⅱ型共同研究（R3～R5）
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同で河川プラスチックごみ等の調査を行い、調査方法の共通化と効率化、実態把握、全国的なモニタリングシステムのあり方と排出抑制対策効果の検証のための方法論の検討を行う。
山口県における湾灘ごとの窒素・りんの起源の把握調査（R4～R5）
公共用水域水質調査等のデータを湾灘ごとに整理し、塩分と窒素・りんの相関関係及び外海起源の寄与率について調査する。
海域における気候変動と貧酸素水塊（DO）/有機物（COD）/栄養塩に係る物質循環との関係に関する研究：Ⅱ型共同研究（R5～R7）
国立環境研究所と各地方環境研究所が共同し、公共用水域水質測定対象となっている沿岸海域において、これまで蓄積されてきたモニタリングデータから水温、CODや全窒素・全りん等の有機物指標、底層・表層の溶存酸素量（DO）、それに硝酸態・亜硝酸態窒素等の栄養塩の時系列解析を行い、長期変動を評価する。
榎野川河口干潟の住民参加型里海再生活動を通じた生態系サービス向上に関する研究（R5～R7）
網袋と被覆網を用いた住民参加型アサリの保護・育成手法の実施評価、きらら浜自然観察公園でのアサリ母貝団地形成及び親水性確保試験、ブルーカーボン等の気候変動対策に資する基礎データの収集等、山口湾全域を対象とした生態系サービスの向上や里海の再生に資する研究を行う。

(2) 農林総合技術センター 農業技術部（農業試験場）

土壌機能モニタリング調査（S54年度～）
県内農用地土壌における重金属等の含有率の推移を把握するため、調査地点を定めて4年おきに調査を実施している。令和4（2022）年度は、県東部の10巡目の調査を実施した。 調査項目は土壌及び灌漑用水中の重金属である。
残留農薬に関する調査研究（S45年度～）
農薬の使用による河川等環境への影響について調査するとともに、新たな農薬の使用基準検討の調査を行っている。 令和4（2022）年度は、榎野川水系（山口市）の河川水における残留農薬調査及び「はなっこりー」の農薬登録拡大のための残留農薬調査を実施した。
土壌炭素等のモニタリング調査（H25～R7年度）
温室効果ガスの吸収源としての農地の評価等を行うため、県内70ほ場の土壌中炭素量等について同一ほ場を4年ごとに調査している。

(3) 水産研究センター

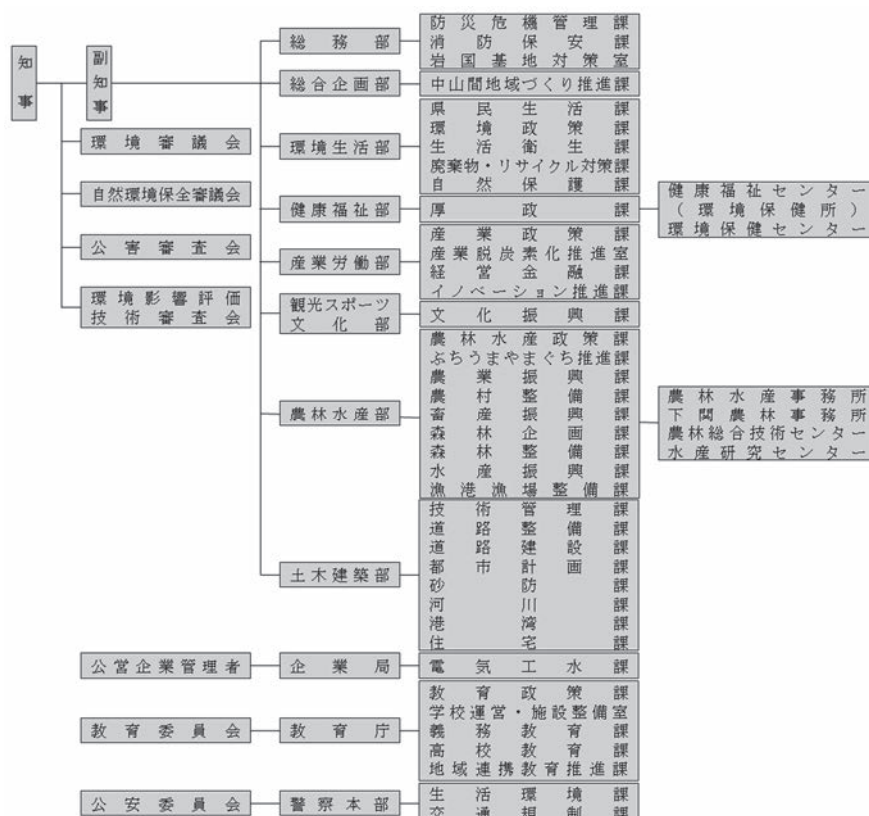
漁場環境監視調査（S47年度～）
漁場環境と漁業生産との関連性を把握するため、山口県の日本海沿岸及び瀬戸内海沿岸の水質調査と生物モニタリング調査を実施している。
赤潮・貝毒及び新奇有害プランクトンに関する調査研究（H21年度～）
有害プランクトン及び貝毒原因プランクトンの調査研究を行うとともに、日本海沿岸海域では山口、島根、鳥取、兵庫、京都の5県及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が共同し、瀬戸内海西部・豊後水道・土佐湾海域では山口、福岡、大分、高知、愛媛、広島県の6県及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が共同して有害赤潮プランクトンのモニタリング調査を実施している。

(4) 地方独立行政法人山口県産業技術センター

糖系界面活性剤を用いた安全性の高い加工液の開発（R3～R4年度）
金属の切削等の加工時に使用できる安全性が高く環境負荷の小さい糖系界面活性剤を用いた加工液を開発する。
アルカリ水電解システムにおける酸素発生電極の機能性向上に関する検討（R2～R4）
水素ガス製造のためのアルカリ水電解システムの高効率化を目指し、電解中に酸素を発生する陽極側の実用的な高機能触媒電極を開発する。
ウォラストナイトセラミックス多孔体の量産化に向けた製造技術の開発（R4～R5）
石灰を起源としたカルシア系資源の1つであるウォラストナイト（CaSiO ₃ ）を主原料とするセラミックス多孔体の量産化技術を確立し、ウォラストナイトセラミックス多孔体の試作品開発と用途展開を行う。
二酸化炭素吸収・放出装置の開発（R4～R5）
常温常圧大気中から二酸化炭素を効率よく吸収、固定化し、固定化された二酸化炭素を適時に適量だけ放出させることが可能な二酸化炭素吸収・放出装置を開発する。
竹炭の燃料としての現状・性質の調査（R5）
竹炭を燃料として応用することを目的として、竹炭の現状調査を行う。
電気分解を用いた高効率排水処理技術の開発（R5）
工業排水に含まれる有害な硝酸イオンを窒素ガスに変換し、除去するための電解処理技術について検討する。
環境発電等に用いられる電力制御回路の実用化（R5）
風力・水力発電用の三相発電機の電力制御回路の現状課題の調査とその解決方法について検討する。
リサイクルポリエステル繊維類を原料としたプラスチック可塑剤の合成技術の検討（R5）
リサイクルポリエステル（PET樹脂）繊維を原料としたプラスチック可塑剤の合成技術について検討する。

4. 環境保全行政組織

(1) 県

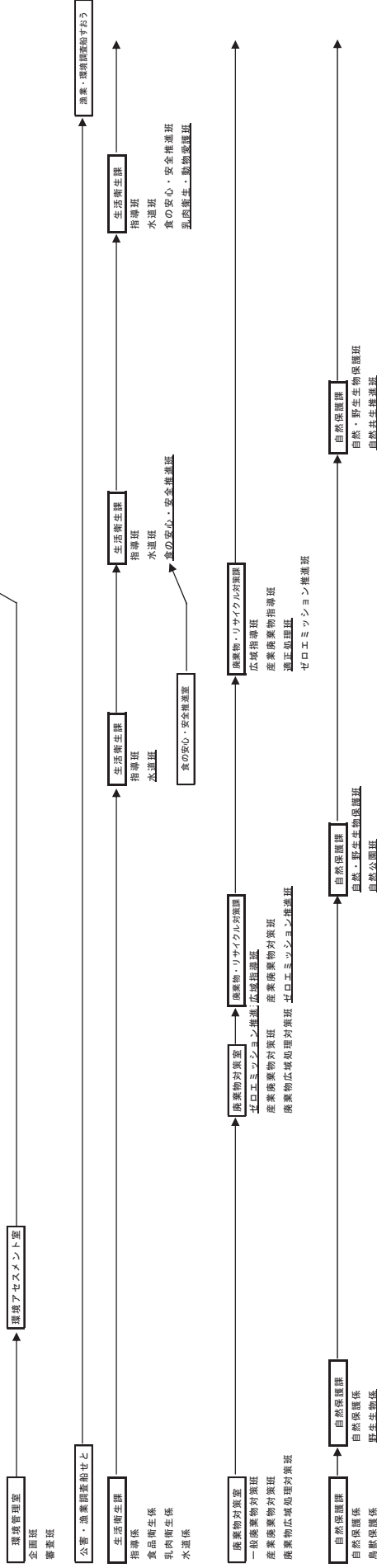
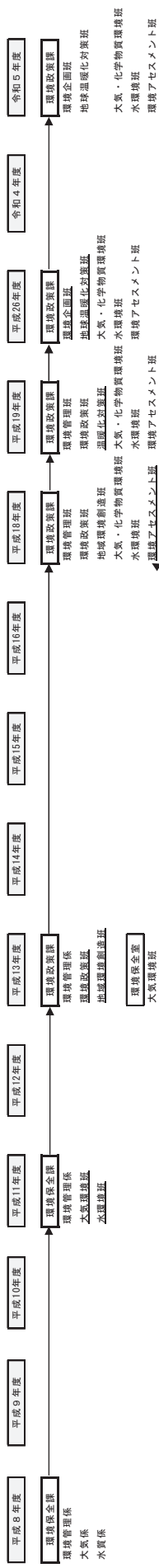


(2) 県の環境行政体制

ア 行政組織の変遷

- 昭和 41 年度 衛生部公衆衛生課に公害係を設置
 42 年度 衛生部に公害対策室を設置
 公害対策審議会設置
 43 年度 公害対策室を公害課に昇格
 45 年度 保健所に公害係を設置
 47 年度 衛生部に公害局を設置し、公害対策課、公害規制課を設置
 48 年度 衛生部に環境整備課、農林水産部に自然保護課を設置
 公害センター開設、公害調査船「せと」就航
 49 年度 環境部を設置し、公害対策課、大気保全課、水質保全課を設置
 徳山湾底質処理監視事務所を設置
 54 年度 環境整備課、自然保護課を環境部に移管
 58 年度 大気保全課と水質保全課を統合して大気水質課とする
 62 年度 環境部と衛生部を統合して環境保健部とする
 医務環境課に環境管理室を設置
 大気水質課を環境保全課に改称
 環境整備課と環境衛生課を統合して生活衛生課とする
 公害センターと衛生研究所を統合して衛生公害研究センターとする
 平成 4 年度 生活衛生課に廃棄物対策室を設置
 5 年度 環境管理室を環境保全課に移管
 8 年度 環境生活部に改組
 10 年度 環境管理室を豊かな環境づくり推進室と環境アセスメント室に改組
 11 年度 衛生公害研究センターを環境保健研究センターに改称
 13 年度 環境保全課を環境政策課に改組
 廃棄物対策室を廃棄物・リサイクル対策課に昇格
 18 年度 県庁の組織再編に伴い、環境政策課環境保全室及び環境アセスメント室を班に改組
 19 年度 環境保健研究センターを環境保健センターに改称

イ 環境生活部の部制施行（平成8年度）後の環境行政組織の変遷



ウ 環境生活部各課の分掌事務

環境政策課

- 1 環境の保全及び快適な地域環境の形成に係る基本的施策の企画、調整及び推進に関すること
- 2 環境基本計画の推進に関すること
- 3 環境の状況及び環境の保全に関する施策について報告に関すること
- 4 地球温暖化対策の推進に関すること
- 5 環境の管理に関すること
- 6 公害の紛争等の処理に関すること
- 7 公害防止計画の策定及び推進に関すること
- 8 大気汚染の防止等に関すること
- 9 騒音及び振動の防止等に関すること
- 10 悪臭の防止等に関すること
- 11 化学物質の対策に関すること
- 12 水質汚濁の防止等に関すること
- 13 環境影響評価の審査及び指導に関すること

生活衛生課

- 1 興行場、旅館及び公衆浴場に關すること
- 2 理容師、美容師及びクリーニング業に關すること
- 3 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に關すること
- 4 公衆浴場入浴料金の統制額指定に關すること
- 5 住宅宿泊事業に關すること
- 6 墓地、埋葬等における衛生的環境の確保に關すること
- 7 建築物における衛生的環境の確保に關すること
- 8 水道に關すること
- 9 飲料水の適合検査等に關すること
- 10 安心で安全な食の確保に關すること
- 11 食品衛生に關すること
- 12 食品に關する表示に關すること
- 13 調理師、製菓衛生師及びふぶぐ処理師に關すること
- 14 食肉の衛生に關すること
- 15 食肉の衛生に關すること
- 16 動物の管理に關すること
- 17 動物愛護センターに關すること

廃棄物・リサイクル対策課

- 1 廃棄物対策及びリサイクルの促進に關すること
- 2 総合調整に關すること
- 3 産業廃棄物に關すること
- 4 循環型社会の形成の推進に關すること
- 5 浄化槽に關すること（浄化槽工事業者に關するものを除く。）
- 6 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に關すること

自然保護課

- 1 自然保護の啓発に關すること
- 2 自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び自然記念物の指定及び保全に關すること
- 3 自然海岸保全地区の指定及び保全に關すること
- 4 自然公園の整備及び管理に關すること
- 5 自然公園の保護及び利用計画に關すること
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に關すること
- 7 希少な野生動物の保護に關すること（他の課の主管に屬するものを除く。）
- 8 環境緑化に關すること
- 9 自然公園施設及び自然観察公園に關すること

(3) 市町の環境行政

市町	区分	所管部	担当課	電話番号	FAX 番号	環境関連条例	環境関連計画	環境白書
下関市	環境	環境部	環境政策課	083-252-7115	083-252-1329	・下関市環境基本条例 ・下関市環境美化条例 ・下関市環境審議会条例 ・下関市環境保全条例 ・下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例	・下関市環境基本計画 ・下関市地球温暖化対策実行計画	・下関市環境白書
	廃棄物		クリーン推進課 (一般廃棄物処理計画、収集及び運搬)	083-252-7165	083-252-1956	・下関市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例 ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	・下関市分別収集計画 ・下関市一般廃棄物処理基本計画 ・下関市災害廃棄物処理計画	
			廃棄物対策課 (許可、適正処理、浄化槽)	083-252-0978	083-252-1329	・下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 ・下関市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例		
			環境施設課 (一般廃棄物処理施設関係)	083-252-1943	083-252-1956	・下関市一般廃棄物処理施設設置条例 ・下関市リサイクルプラザの設置等に関する条例		
	自然		環境政策課	083-252-7115	083-252-1329	・下関市ホテル保護条例		
宇部市	環境	市民環境部	環境政策課	0836-34-8245	0836-22-6016	・宇部市環境保全条例 ・宇部市環境審議会条例 ・宇部市空き缶等のボイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例	・第三次宇部市環境基本計画 ・第二期宇部市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) ・宇部市スマートコミュニティ構想 ・宇部市バイオマス産業都市構想	・宇部市の環境
	廃棄物		廃棄物対策課	0836-33-7291	0836-33-7294	・宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・宇部市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	・宇部市分別収集計画 ・宇部市合理化事業計画 ・宇部市一般廃棄物処理基本計画 ・宇部市災害廃棄物処理計画	
			環境保全センター施設課	0836-31-3664	0836-31-3734	・宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
	自然		環境政策課	0836-34-8248	0836-22-6016		・第二次宇部市生物多様性地域連携保全活動計画	
山口市	環境	環境部	環境政策課	083-941-2175	083-927-1530	・山口市環境基本条例 ・樺野川水系等の清流の保全に関する条例 ・佐波川清流保全条例 ・阿武川水系環境保全条例 ・山口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例	・山口市環境基本計画 ・第二次山口市エコフレンドリーオフィスプラン(地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) ・山口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ・山口市気候変動適応計画	・環境概要「環境基本計画年次報告書」
			環境衛生課	083-941-2176	083-927-1530	・山口市の生活環境の保全に関する条例		
	廃棄物		資源循環推進課	083-941-2173	083-927-8641	・山口市リサイクルプラザ設置及び管理条例	・山口市一般廃棄物処理基本計画 ・山口市分別収集計画 ・山口市災害廃棄物処理計画	
			環境施設課	083-941-2188	083-927-1530	・山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
			清掃事務所	083-927-1770	083-927-1710			
	自然		環境政策課	083-941-2181	083-927-1530			
萩市	環境	市民部	環境衛生課	0838-25-3341	0838-25-3591	・萩市河川環境保全条例	・第2次萩市環境基本計画 ・萩市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	
	廃棄物			0838-25-3146		・萩市廃棄物の処理及び減量並びに地域美化に関する条例 ・萩市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・萩市一般廃棄物処理施設の設置に関する条例	・萩市一般廃棄物処理基本計画 ・萩市分別収集計画	
			農林水産部	農政課	0838-25-4192	0838-25-3770		
	自然	商工観光部	観光課	0838-25-3644	0838-26-0716	萩市花と緑のまちづくり条例	萩市緑の基本計画	
花と緑の推進室								

市町	区分	所管部	担当課	電話番号	FAX 番号	環境関連条例	環境関連計画	環境白書
防府市	環境	生活環境部	くらし環境課	0835-25-2328	0835-25-2369	・防府市環境保全条例 ・防府市佐渡川清流保全条例 ・防府市環境審議会条例	・防府市環境基本計画 ・防府市役所環境保全率先実行計画	・防府市の環境
		上下水道局	下水道課	0835-23-2534	0835-25-0366		・生活排水処理基本計画	
	廃棄物	生活環境部	くらし環境課	0835-25-2328	0835-25-2369	・防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 ・防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例		
			クリーンセンター	0835-22-4742	0835-24-4389	・防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 ・防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・防府市ごみ処理基本計画 ・防府市分別収集計画 ・防府市災害廃棄物処理計画	
	自然	土木都市建設部	都市計画課	0835-25-2159	0835-25-2218	・防府市景観条例	・防府市景観計画 ・防府市緑の基本計画	
下松市	環境	生活環境部	環境推進課	0833-45-1826	0833-45-1777	・下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例 ・下松市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・下松市環境審議会条例	・下松市地球温暖化対策実行計画	・下松市の環境
	廃棄物			0833-45-1829		・下松市廃棄物の適正処理及び清掃に関する条例	・下松市一般廃棄物ごみ処理基本計画 ・災害廃棄物等処理計画（下松市地域防災計画を含む）	
	自然			0833-45-1826				
岩国市	環境	環境部	環境政策課	0827-29-5100	0827-22-2866	・岩国市環境審議会条例 ・岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例	・いわくにエコマネジメントプラン	・岩国市の環境
	廃棄物		環境事業課（計画、許可、収集運搬関係）	0827-31-5304	0827-31-9910	・岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・岩国市一般廃棄物処理基本計画 ・岩国地域循環型社会形成推進地域計画 ・岩国市分別収集計画 ・岩国地域災害廃棄物処理計画 ・岩国市合理化事業計画	
			環境施設課（清掃施設関係）	0827-29-5035	0827-22-2866	・岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・岩国市一般廃棄物処理施設設置条例 ・岩国市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例		
	自然	農林水産部	農林振興課	0827-29-5115	0827-24-4224			
光市	環境	環境市民部	環境政策課	0833-72-1465	0833-72-5943	・光市環境基本条例 ・光市環境審議会条例	・第3次光市環境基本計画	・光市の環境
	廃棄物		環境事業課	0833-72-1471	0833-72-1007	・光市廃棄物の減量、適正処理等に関する条例	・第2次光市一般廃棄物処理基本計画	
	自然		環境政策課	0833-72-1466	0833-72-5943	・光市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・光市空き缶等のポイ捨て禁止条例		
長門市	環境	市民生活部	生活環境課	0837-23-1134	0837-23-1135	・長門市ポイ捨て等防止条例 ・長門市環境審議会条例	・長門市役所エコ・オフィス実践プラン	・長門市の環境
	廃棄物			0837-23-1249		・長門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・長門市一般廃棄物処理基本計画 ・長門市災害廃棄物処理計画 ・長門市分別収集計画	
	自然	経済観光部	農林水産課	0837-23-1142	0837-22-8458			
柳井市	環境	市民部	市民生活課	0820-22-2111（内線165）	0820-23-7566	・柳井市環境基本条例 ・柳井市をきれいにする条例	・柳井市環境基本計画 ・柳井市役所エコ・オフィスプラン	・柳井市の環境
	廃棄物					・柳井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・柳井市一般廃棄物処理基本計画 ・柳井市災害廃棄物処理計画	
	自然	経済部	農林水産課	0820-22-2111（内線355）	0820-23-7474			
美祢市	環境	市民福祉部	生活環境課	0837-53-1090	0837-53-1099	・美祢市環境保全条例 ・美祢市環境審議会条例	・美祢市地球温暖化対策実行計画	・美祢市の環境
	廃棄物					・美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・美祢市空き缶等のポイ捨て禁止条例	・美祢市一般廃棄物処理基本計画 ・美祢市分別収集計画 ・美祢市災害廃棄物処理計画	
	自然	建設農林部	農林課	0837-52-1115	0837-52-0387			

市町	区分	所管部	担当課	電話番号	FAX 番号	環境関連条例	環境関連計画	環境白書	
周南市	環境	環境生活部	環境政策課	0834-22-8324	0834-22-8325	・周南市環境基本条例 ・周南市環境審議会条例	・周南市環境基本計画 ・周南市脱炭素社会形成取組指針 ・周南市役所エコ・オフィス実践プラン(地方公共団体実行計画) ・周南市グリーン購入基本方針	・周南市環境報告書	
	廃棄物		リサイクル推進課	0834-22-8303	0834-22-8243	・周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 ・周南市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 ・周南市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	・周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 ・周南市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画 ・周南市災害廃棄物処理基本計画		
	自然		環境政策課	0834-22-8324	0834-22-8325				
山陽小野田市	環境	市民部	環境課	0836-82-1144	0836-84-6937	・山陽小野田市環境保全条例 ・山陽小野田市環境審議会条例	・第4次山陽小野田市率先実行計画(山陽小野田エコオフィスプラン)	・山陽小野田市の環境	
	廃棄物			0836-82-1143		・山陽小野田市環境保全条例 ・山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・山陽小野田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例			・山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画 ・山陽小野田市分別収集計画 ・山陽小野田市災害廃棄物処理計画
			環境衛生センター	0836-83-3651	0836-83-1840	・山陽小野田市空き缶等のポイ捨て禁止条例 ・山陽小野田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例			
	自然	経済部	農林水産課	0836-82-1152	0836-84-6937				
周防大島町	環境	産業建設環境部	生活衛生課	0820-79-1012	0820-79-1022	・周防大島町環境保全基本条例 ・サザンセット周防大島町をきれいにする条例	・周防大島町地球温暖化対策実行計画		
	廃棄物								・周防大島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	自然		農林水産課	0820-79-1002	0820-79-1021				
和木町	環境	—	住民サービス課	0827-52-2194	0827-52-7277	・和木町環境美化条例			
	廃棄物								・和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
上関町	環境	—	住民課	0820-62-0877	0820-62-0103		・上関町地球温暖化対策実行計画		
	廃棄物						・上関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例		・一般廃棄物処理計画 ・災害廃棄物処理計画
田布施町	環境	—	町民福祉課	0820-52-5810	0820-52-5967	・美しいまちづくり推進条例 ・田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例 ・田布施町自転車等の放置の防止に関する条例	・田布施町地球温暖化対策実行計画		
	廃棄物						・田布施町空き缶等のポイ捨て禁止条例 ・田布施町廃棄物の処理及び清掃に関する条例		・田布施町一般廃棄物処理基本計画 ・田布施町災害廃棄物処理計画 ・田布施町分別収集計画
	自然						・田布施町河川環境保全条例		
平生町	環境	—	環境政策室	0820-56-7126	0820-56-7123	・快適な環境づくり推進条例 ・平生町環境審議会条例	・平生町エコ・オフィスプラン		
	廃棄物						・平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例		・平生町一般廃棄物処理基本計画 ・平生町分別収集計画 ・平生町災害廃棄物処理計画
阿武町	環境	—	健康福祉課	08388-2-3113	08388-2-2090	・阿武町河川環境保全条例			
	廃棄物								・阿武町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	自然		まちづくり推進課	08388-2-3111	08388-2-2090		・阿武町バイオマスタウン構想		

5. 山口県環境審議会等の委員名簿

(1) 山口県環境審議会

(R5. 4. 1 現在)

氏名	所属・役職
伊藤 正 則	日本労働組合総連合会山口県連合会会長
今井 剛	山口大学大学院創成科学研究科教授
岩崎 美穂	山口県消費者団体連絡協議会事務局長
奥野 康	やまぐちエコ市場代表幹事
加藤 泰生	山口大学名誉教授
久保田 啓子	やまぐち自然共生ネットワーク会長
黒瀬 房代	カルスト森林組合総務課
清徳 睦美	特定非営利活動法人やまぐち県民ネット21理事
関根 雅彦	山口大学大学院創成科学研究科教授
瀧山 美智子	J A山口県女性部部長
立花 研	山口東京理科大学薬学部准教授
中田 幸男	山口大学大学院創成科学研究科教授
中津 喜美子	山口県漁業協同組合女性部部長
野田 幹雄	水産大学校生物生産学科特命教授
服部 麻理子	山口大学経済学部准教授
人見 英里	山口県立大学看護栄養学部教授
藤野 知則	一般公募
三上 真人	山口大学大学院創成科学研究科教授
吉富 崇子	山口県女性団体連絡協議会監事

(任期：R4. 8. 1～R6. 7. 31)

(2) 山口県自然環境保全審議会

(R5. 4. 1 現在)

氏名	所属・役職
赤川 瑞夫	NPO 法人やまぐち山ネットワーク事務局長
泉 ひろみ	山口県漁協女性部副部長
上田 英夫	(一社) 山口県観光連盟専務理事
梅林 義彦	山口県温泉協会理事
大岡 一史	山口県山岳・スポーツクライミング連盟事務局長
垣村 幸美	山口県森林組合連合会代表理事会長
楮原 京子	山口大学教育学部准教授
金子 敦子	建築士 (景観アドバイザー)
川村 喜一郎	山口大学大学院創成科学研究科研究教授
佐伯 隆	山口大学大学院創成科学研究科教授
高野 愛	山口大学共同獣医学部准教授
瀧山 美智子	J A山口県女性部部長
田中 俊明	梅光学院大学子ども学部教授
手島 史子	山口県キャンプ協会理事
登 景子	一般公募
原田 量介	日本野鳥の会山口県支部支部長
松田 邦夫	一般公募
松田 弘子	弁護士 (山口県弁護士会)
渡邊 孝行	(一社) 山口県猟友会理事

(任期：R3. 9. 1～R5. 8. 31)

(3) 山口県公害審査会

(R5. 4. 1 現在)

氏名	所属・役職
大橋 世紀	山口県農業協同組合中央会専務理事
奥田 昌之	山口大学大学院創成科学研究科教授
加藤 智栄	(一社) 山口県医師会会長
鈴木 春菜	山口大学大学院創成科学研究科准教授
津室 好子	山口県漁業協同組合女性部監事
鍋山 祥子	山口大学副学長
服部 麻理子	山口大学経済学部准教授
松田 弘子	弁護士
松村 和明	弁護士
和田 卓也	山口県中小企業団体中央会会長

(任期：R3. 12. 25～R6. 12. 24)

(4) 山口県環境影響評価技術審査会

(R5. 4. 1 現在)

氏名	所属・役職
金子 敦子	一級建築士 (一社) 山口県建築士会山口支部支部長
川村 喜一郎	山口大学大学院創成科学研究科研究教授
北沢 千里	山口大学教育学部准教授
喜多條 鮎子	山口大学大学院創成科学研究科准教授
執行 正義	山口大学大学院創成科学研究科教授
関根 雅彦	山口大学大学院創成科学研究科教授
野田 幹雄	水産大学校生物生産学科特命教授
福代 和宏	山口大学大学院技術経営研究科教授
細井 栄嗣	山口大学大学院創成科学研究科准教授
宮崎 亮一	徳山工業高等専門学校准教授

(任期：R5. 2. 1～R8. 1. 31)

6. 環境保全関係法及び条例

区分	法律	条例
基本法・条例	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法 循環型社会形成推進基本法 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県環境基本条例
大気保全関係	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法 道路交通法 道路運送車両法 電気事業法 ガス事業法 悪臭防止法 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県公害防止条例
水質保全関係	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 下水道法 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県公害防止条例 水質汚濁防止法第3条3項の規程に基づく排水基準を定める条例
騒音・振動防止関係	<ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法 振動規制法 道路交通法 道路運送車両法 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県公害防止条例
土壌保全関係	<ul style="list-style-type: none"> 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 土壌汚染対策法 等 	
廃棄物関係	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 浄化槽法 資源の有効な利用の促進に関する法律 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法） 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法） ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法） 食品ロス削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法） 東日本震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法） 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県浄化槽保守点検業者登録条例 山口県循環型社会形成推進条例
化学物質関係	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法） 水銀による環境の汚染の防止に関する法律 	
自然環境保全関係	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全法 自然公園法 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 自然再生推進法 生物多様性基本法 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県自然環境保全条例 山口県自然海岸保全地区条例 山口県立自然公園条例 山口県希少野生動植物種保護条例 等
景観等関係	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画法 都市計画法 都市緑地法 都市公園法 景観法 建築基準法 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 等 屋外広告物法 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県屋外広告物条例 山口県立都市公園条例 山口県景観条例 等
地球環境関係	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 エネルギー政策基本法 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法） 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法） 環境に配慮した事業活動推進法 国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法） 気候変動適応法 等 	
環境影響評価その他	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 公害紛争処理法 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 等 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県環境影響評価条例 山口県公害審査会の設置等に関する条例 山口県環境審議会条例 やまぐちの美しい里山・海づくり条例 山口県県民活動促進条例 等

7. 環境保全関係計画及び要綱、方針

区分	計画	要綱、方針
環境全般	・山口県環境基本計画	
大気保全関係	・硫黄酸化物総量削減計画 (岩国・和木、周南、宇部・小野田地域)	・山口県悪臭防止対策指導要綱 ・悪臭防止指導方針(畜産関係) ・山口県大気汚染緊急時措置要綱
水質保全関係	・総量削減計画 ・瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画 ・山口県汚水処理施設整備構想 ・社会資本整備重点計画	・山口県生活排水浄化対策推進要綱
廃棄物関係	・山口県循環型社会形成推進基本計画 ・山口県海岸漂着物等対策推進地域計画 (やまぐち海洋ごみアクションプラン) ・第9期山口県分別収集促進計画 ・山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 ・山口県災害廃棄物処理計画 (山口県地域防災計画第11章第3節)	・山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱 ・浄化槽の設置等に関する指導要綱
化学物質関係		・山口県ダイオキシン類対策指針
自然環境保全関係	・やまぐちの豊かな流域づくり構想 ・第13次鳥獣保護管理事業計画 ・第5期第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画 ・第5期第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画 ・第3期第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画 ・第5期第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画 ・山口県ヌートリア・アライグマ防除実施計画	・希少野生動植物種保護基本方針
景観等関係	・山口県景観ビジョン	・山口県景観形成基本方針 ・山口県公共事業景観形成ガイドライン
地球環境関係	・山口県地球温暖化対策実行計画	・環境配慮型イベント(エコイベント)開催指針 ・山口県グリーン購入の推進方針
環境影響評価		・山口県環境影響評価技術指針
その他	・河川環境管理基本計画 ・溪流環境整備計画 ・山口県海岸保全基本計画(北沿岸・南沿岸) ・環境教育推進計画 ・家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画 ・山口県中山間地域づくりビジョン ・山口県県民活動促進基本計画 等	・資源循環型畜産確立基本方針 ・美しい里山・海づくりに関する基本方針

8. 環境基準、排出基準等

(1) 大気（悪臭）関係

ア 大気汚染に係る環境基準

汚染物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント (O _x)	二酸化窒素 (NO ₂)
環境基準						
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価値が得られると認められる自動測定法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
評価方法	短期的評価	測定を行った日又は時間について、それぞれ評価する。		1日平均値の年間98パーセンタイル値についての達成状況によって評価する。	測定を行った時間について、それぞれ評価する。	
	長期的評価	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する（例えば、年間365日目の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値）。ただし、1日平均値につき、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わない。		測定を行った1年間の年平均値について評価する。		年間の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当する値で評価する。

注) いずれの評価も、1日のうち4時間を超えて1時間値が欠測となった場合は、1日平均値の評価は行わない。

非適用地域

- (ア) 工業専用地域（都市計画法による）
- (イ) 臨港地区（港湾法による）
- (ウ) 道路の車道部分
- (エ) その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所

イ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	非メタン炭化水素
指針	光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。
測定方法	水素炎イオン化検出器（FID）を用いる方法

昭和51年8月13日 中央公害対策審議会答申

ウ 有害大気汚染物質の環境基準

物質	環境基準	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

エ 有害大気汚染物質の指針値（健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値 2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
アセトアルデヒド	年平均値 120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化メチル	年平均値 94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀及びその化合物	年平均値 0.04 $\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 0.025 $\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値 0.006 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2ジクロロエタン	年平均値 1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3ブタジエン	年平均値 2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 0.14 $\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下

オ K値規制（K値の推移）

市町名	S47. 1. 5	S48. 1. 1	S49. 4. 1	S50. 4. 15	S51. 9. 28
岩国市（旧岩国市の区域に限る）・和木町	11. 7	9. 34	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)
周南市（旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る）・下松市・光市（旧光市の区域に限る）	14. 0	9. 34	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)
防府市	15. 8	14. 0	8. 76	6. 42	4. 5
宇部市（旧宇部市の区域に限る）・山陽小野田市（旧小野田市の区域に限る）	11. 7 (5. 26)	9. 34 (5. 26)	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)
下関市（彦島）	14. 0	11. 7	} 8. 76	} 8. 76	} 6. 0
下関市（旧豊浦郡の区域を除く）	18. 7	15. 8			
その他の地域	22. 2	22. 2	17. 5	17. 5	17. 5

注1) () 内は、特別排出基準でS49. 4. 1以降に新たに設置する施設に適用される。

注2) 硫黄酸化物の許容排出量 (q) の算定

$$q = K \times He^2 \times 10^{-3} \quad (q \text{ の単位 : Nm}^3/\text{h})$$

K : 地域ごとに定められる定数

He : 有効煙突高（煙突実高+煙上昇高）（単位 : m）

カ 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制等の概要

指定地域		岩国・和木地域	周南地域	宇部・小野田地域
項目	適用規模	燃原料使用量（定格）が 1.0kL/h 以上の工場等	同左	同左
	総量規制	既設	Q=4.00W ^{0.85}	Q=3.32W ^{0.9} (西部) Q=5.40W ^{0.9} (東部)
基準		新設	Q=4.00W ^{0.85} +0.3×4.00 {(W+Wi) ^{0.85} -W ^{0.85} }	Q=3.32W ^{0.9} +0.3×3.32 {(W+Wi) ^{0.9} -W ^{0.9} } (西部) Q=5.40W ^{0.9} +0.3×5.40 {(W+Wi) ^{0.9} -W ^{0.9} } (東部)
燃料規制	適用規模	燃原料使用量（定格）が 0.1kL/h 以上 1.0kL/h 未満の工場等	同左	同左
	基準	硫黄分 1.2%以下	同左	同左
備考	Q : 排出が許容される硫黄酸化物 (Nm ³ /h) W : 既設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h) Wi : 新設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h)			

注1) 岩国・和木地域は、旧岩国市、和木町の区域に限る。

注2) 周南地域における西部とは下松市、周南市（旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る。）、東部とは光市の区域である。

注3) 宇部・小野田地域は、旧宇部市、旧小野田市の区域に限る。

キ 山口県公害防止条例に基づく硫黄酸化物総量規制の概要

	下関	防府	美祿
適用規模	燃原料使用量（定格）が 1.0kL/h 以上の工場等	同左	同左
総量規制基準	$q = 6.65W^{0.9} + 0.7 \times 6.65 \times \{ (W+Wi)^{0.9} - W^{0.9} \}$	$q = 6.65W^{0.9} + 0.7 \times 6.65 \times \{ (W+Wi)^{0.9} - W^{0.9} \}$	$q = 6.80W^{0.9} + 0.7 \times 6.80 \times \{ (W+Wi)^{0.9} - W^{0.9} \}$
備考	<p>q : 排出が許容される硫黄酸化物 (Nm³/h)</p> <p>W : 指定工場に昭和 48 年 7 月 19 日前に設置されている施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h)</p> <p>Wi : 指定工場に昭和 48 年 7 月 19 日以後新たに設置された施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h)</p>		

注) 下関地域は、下関市で旧豊浦郡の区域を除く。

ク 光化学オキシダントに係る緊急時における措置

(7) 警報等の発令及び解除

発令の区分	発令の基準	解除の基準
オキシダント情報	オキシダントの濃度が 0.10ppm 以上 0.12ppm 未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント特別情報	オキシダントの濃度が 0.12ppm 未満であって、光化学オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	光化学オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生する恐れがないと認められるとき。
オキシダント注意報	オキシダントの濃度が 0.12ppm 以上 0.40ppm 未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント警報	オキシダントの濃度が 0.40ppm 以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。

(イ) 緊急時の措置

発令の区分	減少措置	協力要請、勧告又は命令の区分
オキシダント情報	20 パーセント以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少	協力依頼
オキシダント特別情報	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を 20 パーセント以上減少	協力要請又は勧告
オキシダント注意報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を 20 パーセント以上減少	協力要請
オキシダント警報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を 40 パーセント以上減少	命令

ケ 悪臭の規制

(7) 悪臭防止法による規制

a 悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況

市町名	
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

b 敷地境界における規制基準

規制地域の区分	A地域	B地域	C地域
臭気強度	2.5	3.0	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

注) 表の値は、かぎ窓式無臭室において調香師が感知した臭気強度を6段階強度表示法により示し、その時の気中濃度を定量したものである。

(参考) 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい (検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

c 排出口における悪臭物質の規制基準

次の式により算出した流量とする。ただし、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。また、Heが5m未満の場合については適用しない。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He及びCmはそれぞれ次の値を示す。

q：流量（単位：N m³/h）

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

Cm：bの敷地境界線における基準値（単位：ppm）

d 排水中における悪臭物質の規制基準

(単位：mg/L)

特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許容限度		
		A地域	B地域	C地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03	0.09	0.3

(イ) 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値

(臭気指数)

区分		悪臭防止法による規制地域			その他の地域	
		A	B	C		
敷地境界線		10	14	18	14	
排出口	高さ5m以上15m未満	排出ガス量300Nm ³ /分以上	25	29	33	29
		排出ガス量300Nm ³ /分未満	28	32	36	32
	高さ15m以上30m未満	28	32	36	32	
	高さ30m以上50m未満	30	34	38	34	
	高さ50m以上	33	37	41	37	

備考 臭気指数=10logY

Y=臭気濃度…原臭を無臭空気希釈し、検知閾値濃度に達した希釈の倍数をいう。

(2) 水質関係

ア 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下

項目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（一部抜粋）

(7) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下

備考 基準値は、日間平均値とする。
 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万 m^3 以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2・3級、水産2級、水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—

備考 基準値は、年間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼 稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は 再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・ 再生産する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が 再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再 生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

(ウ) 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

ウ 要監視項目及び指針値

(7) 人

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L以下 (暫定) ※

※PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

(イ) 水生生物

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/L以下
		生物特A	0.006 mg/L以下
		生物B	3 mg/L以下
		生物特B	3 mg/L以下
	海域	生物A	0.8 mg/L以下
		生物特A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/L以下
		生物特A	0.01 mg/L以下
		生物B	0.08 mg/L以下
	海域	生物特B	0.01 mg/L以下
生物A		2 mg/L以下	
	海域	生物特A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/L以下
		生物特A	1 mg/L以下
		生物B	1 mg/L以下
	海域	生物特B	1 mg/L以下
生物A		0.3 mg/L以下	
	海域	生物特A	0.03 mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001 mg/L以下
		生物特A	0.0007 mg/L以下
		生物B	0.004 mg/L以下
	海域	生物特B	0.003 mg/L以下
生物A		0.0009 mg/L以下	
	海域	生物特A	0.0004 mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02 mg/L以下
		生物特A	0.02 mg/L以下
		生物B	0.02 mg/L以下
	海域	生物特B	0.02 mg/L以下
生物A		0.1 mg/L以下	
	海域	生物特A	0.1 mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03 mg/L以下
		生物特A	0.003 mg/L以下
		生物B	0.03 mg/L以下
	海域	生物特B	0.02 mg/L以下
生物A		0.02 mg/L以下	
	海域	生物特A	0.01 mg/L以下

エ 一律排水基準

(7) 健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海 域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海 域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

(イ) 生活環境項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
りん含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう

オ 水浴場水質判定基準

	区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (水深 1 m 以上)
	水質A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (水深 1 m 以上)
可	水質B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満~50 cm 以上
	水質C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1 m 未満~50 cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満

注) 全て同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、不検出とは、平均値が検出限界を下回ることをいう。

カ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(3) ダイオキシン類関係

ア 耐容一日摂取量

1日、人の体重1kg当たり、4pg
(コプラナーPCBを含む。)

イ 環境基準

- (ア) 大気環境基準 年間平均値 0.6pg-TEQ/m³以下
 (イ) 水質環境基準 年間平均値 1pg-TEQ/L以下 (地下水を含む。水底の底質を除く。)
 (ウ) 水底の底質 150pg-TEQ/g以下
 (エ) 土壌環境基準 1,000pg-TEQ/g以下
 調査指標 (汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準) 250pg-TEQ/g以上

ウ 排出基準

(ア) 大気排出基準

特定施設の種類の	新設施設	既設施設
銑鉄製造業焼結炉 (原料処理能力1t/h以上)	0.1	1
製鋼用電気炉 (変圧器の定格容量1,000kVA以上)	0.5	5
亜鉛回収施設 (原料処理能力0.5t/h以上)	1	10
アルミニウム合金製造施設 (溶解炉は容量1t以上、焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力0.5t/h以上)	1	5
廃棄物焼却炉 (火床面積0.5平方メートル以上又は焼却能力50kg/h以上)	4t/h以上	0.1
	2t/h～4t/h	1
	2t/h未満	5

備考 1 m³N: 温度が零度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル

2 酸素濃度補正: 廃棄物焼却炉12%、焼結施設15%

3 既設施設とは、平成12(2000)年1月14日以前に設置された施設 (設置の工事が着手されたものを含む。)

4 平成9(1997)年12月2日以降に設置された (設置の工事が着手されたものを含む。) 廃棄物焼却炉 (火格子面積2m²以上又は焼却能力200kg/h以上) 及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準を適用。

(イ) 水質排出基準 10pg-TEQ/L

特定施設の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・ カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・ 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・ アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・ 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、排ガス洗浄施設 ・ 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・ カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設 ・ クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設 ・ 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・ 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設並びに熱風乾燥施設 ・ アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・ 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・ 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・ 廃棄物焼却炉（火床面積が 0.5m² 以上又は焼却能力が 50kg/時以上のものに限る。）から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの ・ 廃 PCB 又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設 ・ フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法等によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・ 上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・ 上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設

(ウ) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

3 ng-TEQ/g を超えるばいじん等は、特別管理産業廃棄物に該当し、セメント固化等重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態で処分するか保管することとなる。

(イ) 廃棄物最終処分場の維持管理基準

放流水は、水質排出基準と同レベルの排水基準を適用し、飛散防止対策を強化すること等

(参考) pg-TEQ (ピコグラム) : 1 兆分の 1 g

ng-TEQ (ナノグラム) : 10 億分の 1 g

TEQ : 毒性等量 (異性体の中で最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を 1 とし、各異性体の毒性等価係数により換算した値)

例えば、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾフラン : 係数 0.1

(4) 騒音・振動関係

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域に区分して定められている。

(7) 騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

(イ) 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

(単位：dB（等価騒音レベル）)

地域の類型	基準値		(地域の類型) AA：特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居、商業、工業地域 (時間区分) 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時
	昼間	夜間	
AA	50以下	40以下	
A及びB	55以下	45以下	
C	60以下	50以下	

(ウ) 道路に面する地域

(単位：dB（等価騒音レベル）)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(エ) 幹線道路を担う道路に近接する空間についての特例基準値

(単位：dB（等価騒音レベル）)

基準値		(備考) 個別の住居等の騒音を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれている場合は屋内へ透過する騒音も係る基準（昼間45以下、夜間40以下）によることができる。
昼間	夜間	
70以下	65以下	

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(7) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

	市名
市	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、周南市、山陽小野田市
計	8市

(イ) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位：dB)

	地域の類型	基準値
I	主として住居の用に供される地域	70以下
II	I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

ウ 航空機騒音に係る環境基準

(7) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

県内4飛行場（岩国飛行場、防府飛行場、山口宇部空港、小月飛行場）周辺

市名	
市	下関市、宇部市、防府市、岩国市、山陽小野田市
計	5市

(イ) 航空機騒音に係る環境基準

(単位：dB)

地域の類型		基準値
I	専ら住居の用に供される地域	57以下
II	I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62以下

※H25.4.1からLdenが施行された。

エ 騒音規制法第3条の規定に基づく地域の指定状況

市町名	
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

オ 騒音規制法第17条の規定に基づく自動車騒音の要請限度

(7) 騒音規制法第17条の規定に基づく地域の指定状況

市町名	
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

(イ) 幹線交通を担う道路に近接する区域以外の区域に係る限度

(単位：dB（等価騒音レベル）)

区域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(区域の類型)

- a区域：専ら住居の用に供される区域
- b区域：主として住居の用に供される区域
- c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(ウ) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

(単位：dB（等価騒音レベル）)

区域の範囲	基準値	
	昼間	夜間
2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲	75	70

カ 特定工場等の騒音に係る規制基準

(単位：dB)

時間区分	区域の区分			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間 午前8時から午後6時まで	50以下	60以下	65以下	70以下
朝夕 午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	45以下	50以下	65以下	70以下
夜間 午後9時から午前6時まで	40以下	45以下	55以下	65以下

キ 振動規制法第3条の規定に基づく地域の指定状況

	市町名
市	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市
町	和木町、田布施町、平生町
計	13市3町

ク 特定工場等の振動に係る規制基準

(単位：dB)

時間区分	区域の区分		
	第1種区域	第2種区域（一）	第2種区域（二）
昼間 午前8時から午後7時まで	60以下	65以下	70以下
夜間 午後7時から午前8時まで	55以下	60以下	65以下

(5) 土壤汚染関係

ア 土壤汚染対策法に規定する区域の指定に係る基準

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	カドミウムが 0.003 以下
六価クロム化合物		六価クロムが 0.05 以下	六価クロムが 250 以下
シアン化合物		シアンが検出されないこと	遊離シアンが 50 以下
水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が 15 以下
セレン及びその化合物		セレンが 0.01 以下	セレンが 150 以下
鉛及びその化合物鉛		鉛が 0.01 以下	鉛が 150 以下
砒素及びその化合物		砒素が 0.01 以下	砒素が 150 以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素が 0.8 以下	ふっ素が 4,000 以下
ほう素及びその化合物		ほう素が 1 以下	ほう素が 4,000 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

備考

有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

イ 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

備考

有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(6) 環境影響評価制度

ア 環境影響評価の対象となる事業（山口県環境影響評価条例、環境影響評価法対照表）

事業の種類		第1種事業		第2種事業	
		条例	法	条例	法
1 道路	高速自動車国道	すべて	同左	—	—
	一般国道等 一般国道	4車線以上かつ 長さ10km以上	同左	4車線以上かつ 5km以上10km未満	4車線以上かつ 7.5km以上10km未満
		4車線以上かつ 長さ10km以上	—	4車線以上かつ 5km以上10km未満	—
	林道	幅員6.5m以上かつ 長さ20km以上	同左*1	6.5m以上かつ 10km以上20km未満	6.5m以上かつ 15km以上20km未満*1
2 ダム等	ダム	貯水面積100ha以上	同左*4	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*4
	堰	湛水面積100ha以上	同左*4	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*4
	放水路	改変面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
3 鉄道、軌道	新幹線鉄道	すべて	同左	—	—
	普通鉄道	長さ10km以上	同左	5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
	新設軌道	長さ10km以上	同左	5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
4 飛行場		滑走路2,500m以上	同左	2,500m未満	1,875m以上2,500m未満
5 発電所	水力発電所	出力3万kW以上	同左*4	1.5万kW以上3万kW未満	2.25万kW以上3万kW未満*4
	火力発電所	出力15万kW以上	同左	7.5万kW以上15万kW未満	11.25万kW以上15万kW未満
	地熱発電所	—	出力1万kW以上	—	0.75万kW以上1万kW未満
	原子力発電所	すべて	同左	—	—
	風力発電所	出力1万kW以上	出力5万kW以上	0.5万kW以上1万kW未満	3.75万kW以上5万kW未満
	太陽光発電所	面積100ha以上	出力4万kW以上	面積50ha以上100ha未満 又は森林伐採区域20ha以上	3万kW以上4万kW未満
6 廃棄物処理施設	ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設	処理能力200t/日以上	—	—	—
	し尿処理施設	処理能力200kl/日以上	—	—	—
	一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場	埋立面積30ha以上	同左	15ha以上30ha未満	25ha以上30ha未満
7 工場又は事業場		燃料使用量15kl/時以上 又は排水量1万m ³ /日以上	—	—	—
8 下水道終末処理場		敷地面積10ha以上	—	—	—
9 スポーツ又はレクリエーション施設	ゴルフ場等	面積100ha以上	—	50ha以上100ha未満	—
	スポーツ施設	面積100ha以上	—	50ha以上100ha未満	—
10 水面の埋立て又は干拓		面積50ha超	同左	15ha以上50ha以下	40ha超50ha以下
11 土地区画整理事業		面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
12 住宅団地の造成		面積100ha以上	同左*2	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*2
13 流通業務団地の造成		面積100ha以上	同左	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
14 工業団地の造成		面積100ha以上	同左*3	50ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満*3
15 鉱物又は岩石の採取		面積100ha以上	—	50ha以上100ha未満	—
16 複合開発整備事業		9、12、13、14の項に掲げる2以上の事業を併せ実施する事業（合計面積100ha以上）	—	9、12、13、14の項に掲げる2以上の事業を併せ実施する事業（合計面積50ha以上100ha未満）	—
港湾計画		条例：国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が150ha以上（法：国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾計画について、埋立て又は掘り込み面積が300ha以上）			

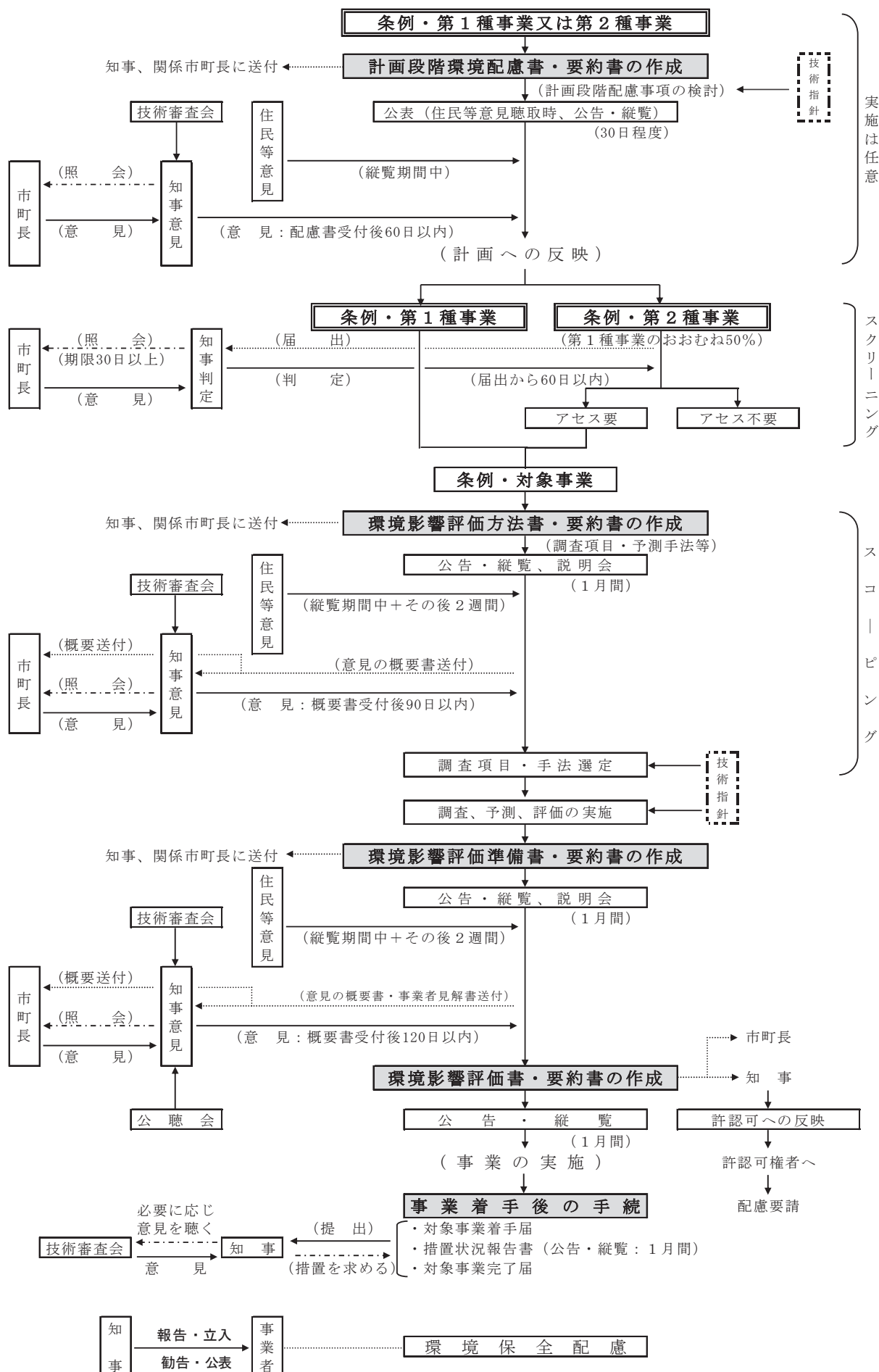
注) 1 この表は、山口県環境影響評価条例施行規則別表第1及び環境影響評価法施行令別表第1に掲げる新設等の事業について要約したものであり、改築、変更等の事業は省略している。

2 法において、*1は大規模林道事業、*2は新住宅市街地開発事業等、*3は地域振興整備公団事業等について適用されることを示しており、*4はダム・堰と水力発電所が併設される場合の細区分があることを示す。

3 法対象事業又は判定を受ける前の法第2種事業に該当するものは、法の規定に基づき環境影響評価等の手続が行われることとなり、条例の第1種事業及び第2種事業から除かれる。

イ 山口県環境影響評価条例の手続の流れ

(環境影響評価法の手続についても、環境大臣の関与を除き、ほぼ同様の手続の流れである。)



9. 山口県環境日誌

月・日	事項	説明	所管課名
令和4年度 4月			
1日	夜間不法投棄パトロール（～3/31）	・廃棄物の不法投棄防止対策等として、警備会社に委託して平日の夜間、土日及び休日のパトロールを実施	廃棄物・リサイクル対策課
15日	みどりの月間（～5/14）	・国民一人ひとりが自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ	自然保護課
20日	日韓海峡沿岸環境技術交流協議会第1回会議（書面開催） 第1回山口県・下関市産業廃棄物適正処理推進連絡会議	・2021年度事業実績等について ・全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図るため実施	環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課
5月			
1日	日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃（通年）	・実施市町：4市町	廃棄物・リサイクル対策課
8日	探鳥会（きらら浜）	・野鳥観測の実施 参加者：33名	自然保護課
10日	愛鳥週間（～5/16）		自然保護課
11日	やまぐちエコ市場通常総会（書面開催）	・役員の選任 ・令和3年度事業実績、令和4年度の事業計画について	廃棄物・リサイクル対策課
13日	日韓海峡沿岸環境技術交流事業2022年第1回実務者会議（Web会議）	・第3回環境政策・研究事例発表 等	環境政策課
17日	産業廃棄物行政に係る市町職員併任辞令交付		廃棄物・リサイクル対策課
18日	山口県環境審議会水質部会	・山口県総量削減計画の策定について ・総量規制基準の設定について	環境政策課
24日	山口県瀬戸内海環境保全協会総会（書面開催）	・事業実績、事業計画等	環境政策課
25日	山口県環境審議会	・山口県総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について（答申）	環境政策課
	山口県環境審議会環境企画部会	・山口県地球温暖化対策実行計画の改定について	環境政策課
26日	山口県自然環境保全審議会自然保護部会	・自然公園事業の決定について	自然保護課
6月			
1日	環境月間（～6/30） 瀬戸内海環境保全月間（～6/30） 不法投棄防止対策強化月間（～6/30） 住環境衛生推進月間（～6/30） 水道週間（～6/7）	・監視パトロールの強化、廃棄物処理業者等の指導の徹底による不法投棄防止対策の推進 ・広く住民に住環境衛生について周知し衛生的で快適な生活環境づくりを推進 ・安全で良質な水を安定的に供給できる水道の構築等についての普及啓発	環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課 環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課 生活衛生課 生活衛生課
5-7, 10日	産業廃棄物行政に係る市町職員併任辞令交付		廃棄物・リサイクル対策課
6日	山口県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（web開催）	・産業廃棄物の不適正処理・不法投棄等の防止について協議	廃棄物・リサイクル対策課
7日	スカイパトロール	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	廃棄物・リサイクル対策課
21日	県内一斉ライトダウンキャンペーン（～7/7）		環境政策課
22日	山口県環境影響評価技術審査会（第1回）	・（仮称）周南市長穂太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書について（諮問）	環境政策課
29日	環境やまぐち推進会議（Web会議併用）	・令和4年度重点取組について ・構成団体の取組事例について 等	環境政策課
7月			
12日	スカイパトロール	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	廃棄物・リサイクル対策課
20日	山口県環境影響評価技術審査会（第2回）	・（仮称）周南市長穂太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申）	環境政策課

月・日	事項	説明	所管課名
20日	分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム第4回会議	・岩国地域の実証試験について	環境政策課
21日	自然に親しむ運動（～8/20）	・県有施設における太陽光発電設備等の導入ポテンシャル調査について	自然保護課
29日	2022年日韓海峡沿岸環境技術交流会議（Web会議）	・自然に親しむことを通じ、心身の健康を増進するとともに、自然環境の適正利用の普及を図る	環境政策課
8月		・第1回～第3回までの環境政策・研究事例発表会での発表内容報告等	環境政策課
1日	山口県環境審議会（書面開催）	・会長・副会長の選任について	環境政策課
29日	山口県環境影響評価技術審査会（第3回）	・（仮称）下関北九州道路に係る環境影響評価方法書について（諮問）	環境政策課
30日	「やまぐち再エネ電力利用事業所」認定証交付式	・山口県内の再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）によって発電された電力の利用に積極的に取り組む県内事業所を認定	環境政策課
9月			
1日	オゾン層保護対策推進月間（～9/30） 産業廃棄物適正処理推進期間（～10/31）	・オゾン層保護に関する啓発の実施	環境政策課
9日	スカイパトロール	・産業廃棄物多量排出事業所の調査や監視パトロールの強化等により不適正処理の防止対策を推進	廃棄物・リサイクル対策課
12日	山口県環境審議会環境企画部会	・ヘリコプターを使用して産業廃棄物の不法投棄の現状、産業廃棄物処理場の実態把握等の調査	環境政策課
13日	山口県-山東省環境政策交流30周年記念オンライン交流会	・部会長の選出について	環境政策課
24日	環境衛生週間（～10/1）	・山口県地球温暖化対策実行計画の改定について	環境政策課
27日	焼却灰減量化事業連絡会議	・山東省生態環境庁と山口県の環境交流30周年を記念してオンラインで交流会を実施	環境政策課
		・ごみ排出抑制、リサイクル等の推進、ごみの散乱防止、浄化槽の適正な管理の推進等	廃棄物・リサイクル対策課
		・灰処理単価改定について	廃棄物・リサイクル対策課
10月			
1日	循環型社会形成推進月間（～10/31） 食ロス削減月間（～10/31） 全国・自然歩道を歩こう月間（～10/31）	・循環型社会の形成に対する関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高める取組を推進	廃棄物・リサイクル対策課
11日	山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会	・食品ロス削減の推進に向け、住民、事業者及び行政が一体となり、意識の高揚と取組を推進	廃棄物・リサイクル対策課
12日	優良産業廃棄物処理業者育成支援講習会（～10/13）	・多くの人が全国の長距離自然歩道をはじめ、自然や文化に恵まれた自然歩道を歩くことを推進	自然保護課
13日	山口県環境影響評価技術審査会（第4回）	・鳥獣保護区特別保護地区の指定等について	自然保護課
21日	県内一斉ノーマイカーデー	・廃棄物処理法の概要と優良産廃処理業者認定制度等	廃棄物・リサイクル対策課
19日	第2回山口県・下関市産業廃棄物適正処理推進連絡会議（書面開催）	・（仮称）下関北九州道路に係る環境影響評価方法書について（答申）	環境政策課
24日	環境やまぐち推進会議気候変動対策部会（書面開催）	・全県的な適正処理推進体制の充実・強化を図るための実施	環境政策課
25日	日韓海峡沿岸環境技術交流事業2022年第2回実務者会議（Web会議）	・省エネ・再エネや次世代自動車など気候変動対策に関する情報交換等	環境政策課
30日	鳥獣保護区の指定等に関する告示	・第4回環境政策・研究事例発表等	環境政策課
11月		・鳥獣保護区等の指定（51箇所）	自然保護課
1日	狩猟（イノシシ、シカ）の解禁（～3/31）		自然保護課
2日	山口県環境保全活動功労者等表彰式		環境政策課
9日	分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム第5回会議	・岩国地域の実証試験について	環境政策課
		・美祿地域の実証試験について	環境政策課
		・県有施設における太陽光発電設備等の導入ポテンシャル調査について	環境政策課
		・令和4年度事業報告書について	環境政策課

月・日	事項	説明	所管課名
15日	狩猟(イノシシ、シカを除く)の解禁(～2/15)		自然保護課
17日	山口県環境審議会環境企画部会	・山口県地球温暖化対策実行計画の改定について	環境政策課
12月			
1日	大気汚染防止推進月間(～12/31) ライトダウンキャンペーン(～12/31)		環境政策課 環境政策課
9日	「やまぐち再エネ電力利用事業所」認定証交付式	・山口県内の再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、バイオマス等)によって発電された電力の利用に積極的に取り組む県内事業所を認定	環境政策課
13日	日韓海峡沿岸環境技術交流協議会第2回会議(書面開催)	・2022年度事業補正予算(案)について	環境政策課
16日	山口県環境審議会	・令和5年度水質測定計画(公共用水域及び地下水)の作成について(諮問)	環境政策課
21日	瀬戸内海環境保全研修会(水質保全研修会及びふるさとの川セミナー)	・山口県地球温暖化対策実行計画の改定について(報告)	環境政策課
		・瀬戸内海の環境保全に関して顕著な功績のあった者の表彰式、標語・川柳の入賞作品の表彰式及び瀬戸内海の環境保全に係る講演会を開催	環境政策課
1月			
6日	山口県環境影響評価技術審査会(第5回)	・(仮称)周南市長徳太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について(諮問)	環境政策課
10日	地域脱炭素に向けた検討会議	・近年の地球温暖化対策推進法の改定について	環境政策課
26日	山口県環境影響評価技術審査会(第6回)	・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定方法等について等	環境政策課
27日	山口県環境審議会水質部会	・(仮称)周南市長徳太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について(答申)	環境政策課
		・令和5年度公共用水域水質測定計画(案)について	環境政策課
		・令和5年度地下水の水質測定計画(案)について等	環境政策課
2月			
2日	山口県環境審議会環境企画部会	・山口県地球温暖化対策実行計画の改定について	環境政策課
7日	山口県環境審議会	・山口県地球温暖化対策実行計画の改定について(答申)	環境政策課
6日	産業廃棄物排出事業者レベルアップセミナー(オンデマンド配信)(～2/19)	・適正処理に向け、起点となる排出事業者の法令遵守の意識醸成 視聴申込数 148名	廃棄物・リサイクル対策課
28日	分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム第6回会議(書面開催)	・令和4年度事業報告書について	環境政策課
3月			
15日	やまぐちエコ市場 研修会	・環境マネジメントシステム(EMS)関連セミナー及び環境法令等セミナー	環境政策課 廃棄物・リサイクル対策課
18日	山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会	・第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について	自然保護課
22日	山口県海岸漂着物対策推進協議会	・第二種特定鳥獣管理計画の策定について	環境政策課
		・指定希少野生動植物種の指定について	環境政策課
		・令和4年度海洋ごみ対策の実施状況について	環境政策課
		・令和5年度海洋ごみ対策の事業計画案について等	環境政策課
	日韓海峡沿岸環境技術交流協議会事務局会議(書面開催)	・2022年度事業実績(案)及び収支決算(案)について	環境政策課
		・2023年度事業計画(案)及び収支予算(案)について	環境政策課
		・2025年以降の共同事業について	環境政策課
24日	山口県食品ロス削減推進協議会 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会	・令和4年度事業実績、令和5年度の事業計画について	廃棄物・リサイクル対策課

10. 用語の解説

(あ)

IoT (Internet of Things)

「モノのインターネット」と呼ばれ、身の回りのあらゆる「モノ」をインターネットに接続することで、それらの「モノ」の情報をやり取りすることが可能になる仕組み。

ISO14001

環境マネジメントに関する国際規格で、事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものである。

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成される。主な発生源は工場・事業場であるが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出される。硫黄酸化物には二酸化硫黄、三酸化硫黄等があるが、燃焼に伴って生成される物のほとんどは二酸化硫黄である。無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

石綿 (アスベスト)

蛇紋岩又は角閃石の非常に細かい繊維状のものをいう。耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性等に優れ、工業用、建築物用など用途が広い。石綿肺（アスベスト肺）、肺がん、悪性中皮腫等の原因となる。国内では平成 16（2004）年 10 月に原則として石綿含有建材の使用が禁止された。

一酸化炭素 (CO)

燃料が不完全燃焼したときに生じる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症を起こしたりする。大気汚染として問題となるものは主に自動車から発生する。

一般廃棄物

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいう。

エコアクション 21 (EA21)

国際規格の ISO14001 を参考としつつ、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したものである。

エシカル消費

「倫理的消費」ともいい、フェアトレード商品やエコ商品、リサイクル製品、被災地産品など、人や社会、地球環境のことに配慮して作られたものを積極的に購入又は消費すること。また、太陽光や風力といったクリーンな自然エネルギーの利用も環境への負荷が少ない消費である。

Lden (エルデン)

時間帯補正等価騒音レベルのことで、昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた一日の等価騒音レベルである。（単位 dB）。平成 25（2013）年 4 月 1 日から、航空機騒音の単位が WECPNL から Lden に変更された。

オゾン層保護

大気中に放出されたフロンは、成層圏まで上昇すると太陽光の紫外線によって分解し塩素原子を生じ、成層圏のオゾン層を破壊する。その結果、地表に到達する有害な紫外線量が増加し、人や生態系に影響を及ぼす恐れがあることから、フロン等の生産規制や排出抑制に国際的に取り組んでいる。

汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物、COD 等の汚濁物質の量をいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。

温室効果 (温室効果ガス)

大気中の二酸化炭素等が地表面から放出される赤外線を吸収し、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に戻すため、気温が上昇する現象を温室効果という。二酸化炭素のほかにメタン、一酸化二窒素等があり、これらを温室効果ガスという。

(か)

海洋ごみ

海面に浮遊する漂流ごみ、海岸などにある漂着ごみ及び海底に堆積するごみ（海底ごみ）の総称。

外来種

人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域の外に生育又は生息する生物種のこと。国外由来の外来種であって、生態系等へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されたものを特定外来生物という。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量（人為的）」から、植林、森林管理などによる「吸収量（人為的）」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

環境アドバイザー (講演型環境学習指導者)

高度な専門知識と経験及び講演等の実績があり、地域における講演活動を通じ、環境の保全に関する知識の普及及び実践活動について指導及び助言を行う。

環境影響評価（環境アセスメント）

開発行為等の実施に当たり、その環境に及ぼす影響の程度と範囲及びその防止策について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を地域住民等に公表し意見を求める手続きをいう。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

環境基本計画

環境基本法第15条の規定に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、定期的に見直しが行われ、平成30（2018）年4月に第5期計画が閣議決定された。

環境基本法

地球環境時代に対応した環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として公害対策基本法に代わり平成5（1993）年11月に公布、施行された。この法律では、環境の保全に関する基本的な施策の総合的枠組みを定めている。

環境の日

事業者及び国民が広く環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全に関する行動を行う意欲を高めるために、環境基本法において「国連人間環境会議」が開催された6月5日を環境の日と定めた。

環境パートナー（体験型環境学習指導者）

環境に関する体験学習の取組について知識や技能及び豊富な経験があり、地域におけるフィールド等を利用した体験学習、工作教室等を通じ、環境の保全に関する知識及び実践活動について、指導及び助言を行う。

環境マネジメントシステム

企業や行政などの組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化されたものをいう。

気候変動適応

温室効果ガス排出削減の取組などを実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を防止・軽減していくこと。

近隣騒音

家庭から出るピアノやクーラーの音、学校、広場から発生する音、飲食店等の営業に伴う音、拡声器による商業宣伝の音など生活の中で発生し、近隣の人々に影響を及ぼす騒音をいう。

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。※日々の買い物で環境への配慮を大切にしている商品や店を選び、地球環境を大切に暮らして創っていくとする人々は「グリーンコンシューマー」と呼ばれている。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称である。この光化学オキシダントは、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にも影響を与える。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下したりするばいじんをいう。降下ばいじんは、不溶解性成分と溶解性成分に分かれる。

こどもエコクラブ

幼児から高校生まで誰でも参加できる環境活動・学習を目的としたクラブのことで、環境省が、平成7（1995）年6月から募集登録をしており、全国的に活動が展開されている。

（さ）

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、中小水力、バイオマスなどは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないことから、再生可能エネルギーと呼ばれている。再生可能エネルギーは、発電時や利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、環境にやさしいエネルギーである。

里海

人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域をいう。

里山

都市や農山村の暮らしの身近にあり、かつては薪炭生産などと深い関わりをもっていた森林で、本県の森林の大半を占める。

産業廃棄物

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類をいう。

酸性雨

工場や自動車等から、石油、石炭等の燃料に伴って、大気中に排出される硫黄酸化物や窒素酸化物により酸性化する雨水などを示し、一般にpHが5.6以下の雨をいう。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demandの略で、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。（→BOD）

次世代自動車

電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車等の環境負荷の低い自動車のことをいう。

循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会をいう。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のこと。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生・排出抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の言葉の頭文字Rをとって3Rという。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいう。生物多様性条約では、すべての生物の間に違いがあることを定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

ゼロエミッション

平成6（1994）年に国連大学（国連総会が設定した学術機関）が提唱した「廃棄物を出さない産業構想」のことで、通常「廃棄物ゼロ」などと訳されている。排出された廃棄物を新たな分野（産業）に活用することで最終的に廃棄物をゼロにするという考え方。我が国でもこのコンセプトに基づいた計画やプロジェクトが多く実施されている。

騒音レベル

JISに規定されている指示型の騒音計で測定して得られるdB（デシベル）数であり、騒音の大きさを表す。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をdB（A）で表す。騒音の規制基準などは、すべて騒音レベルによる。

（た）

ダイオキシン類

一般に、有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ダイオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめて「ダイオキシン類」と呼ぶが、ダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて定義している。毒性が強く、発生源としては、ごみ焼却場、紙・パルプの塩素漂白工程等がある。

大腸菌群数

排水基準において、ふん便汚染の指標としている。大腸菌群は、大腸菌及び大腸菌によく似た性状を示す菌の総称。

耐容一日摂取量（TDI）

人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量のことである。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level（加重等価平均感覚騒音レベル）の略。航空機1機ごとの騒音レベルに加え、機数や発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位である。

炭化水素

塗装・印刷工場、ガソリン等の貯蔵タンク、自動車などの人為的発生源から排出される。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

地域循環圏

製造者、販売者、消費者等から発生する廃棄物や未利用資源などを、その特性に応じてリサイクル事業者等が処理を行い、処理したものを生産者等が有効活用する、最適な規模の循環が行われる地域をいう。

窒素酸化物（NOx）

物の燃焼に伴って発生した一酸化窒素及び二酸化窒素の混合物で、ほとんどが工場・事業場、自動車から排出されている。窒素酸化物は、人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

低周波音

人間の耳で聞き取ることができる範囲以下の低い周波数の空気振動で、工場施設や道路等から発生することがある。これにより、ガラス窓や戸、障子等の建具のがたつきや振動等の物理的影響と眠りの妨げられる頭痛がするなどの生理的影響が生じる。また、低周波空気振動音圧レベルとは、家具等のがたつきを起こすといわれる低い周波数範囲（1～100Hz）の音圧レベルをいう。（単位 dB）

デシベル（dB）

音の強さ及び振動の強さを示す単位で、dB という記号で表す。

電気伝導率

汚染度の目安で、雨水中の数値が大きいほど、電流を流す役割の不純物（イオン成分）が多く含まれることを示す。

電動車

電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）等の電力により走行する自動車のことをいう。

（な）

燃料電池

水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもの。水素は、天然ガス、メタノールなど石油代替燃料から生成したものなどを用い、酸素は大気中の酸素を用いる。

（は）

ばい煙

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛等の有害物質をいう。

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体のことをいう。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も行われており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質（主として有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要とされる酸素量をもって表し、数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。（→COD）

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が2.5μm以下のものをいう。燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどから発生するとされている。

非メタン炭化水素（NMHC）

全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いたものをいう。

pH（水素イオン濃度）

液体中の水素イオン濃度を表す値で、水素イオン濃度の逆数の常用対数で表される。7を中性、7より大きい物をアルカリ性、7より小さい物を酸性という。

ppm

ごく微量の物質の濃度を表すのに使われ、ppmは、100万分の1を意味する。例えば、空気1m³中に1cm³の物質が含まれているような場合、この物質の濃度を1ppmという。

さらに低い濃度を表す場合には、ppb（10億分の1）も用いられる。

PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）

Pollutant Release and Transfer Register の略で、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれぐらい環境中に排出されたか、あるいは排出物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

富栄養化

水の出入りの少ない湖沼や瀬戸内海のような閉鎖性水域において、工場排水、家庭排水、農業廃水などの流入により水中の栄養塩類である窒素、りんなどが増え、次第に栄養塩類が蓄積される現象をいう。海域における赤潮の発生原因の一つといわれる。

フードバンク活動

食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（いわゆる食品ロス）を削減するため、食品メーカーの製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動をいう。

フードマイレージ

食料の生産地から消費地までの輸送距離に重量をかけ合わせた数値のことで、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少なくなるという考え方である。

浮遊物質（SS）

水中に懸濁している個体や浮遊固形物をいい、環境基準では河川及び湖沼の汚濁指標として採用される。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が 10 μ m 以下のものをいう。

フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物 (CFC、HCFC、HFC) の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン (CFCs) と呼ぶ。

化学的安定性、耐熱性、低毒性等の優れた性質を持っており、エアコンの冷媒、各種スプレーの噴射剤、半導体産業での洗浄剤などとして広く利用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは、成層圏でのオゾン層破壊や温室効果が指摘され、国際的、国内的に規制が強化されている。

分散型エネルギー

火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電するエネルギーに対して、太陽光や風力、地中熱など地域に分散している比較的小規模なエネルギーのことをいう。

粉じん

アスベスト等の特定粉じんと、物の破壊、選別、その他の機械的処理の鉱物等の堆積に伴い発生し又は発散する一般粉じんがある。

(ま)

マニフェストシステム

排出事業者が産業廃棄物を処理業者に処理委託する場合、その産業廃棄物が適正に処理されたかを排出事業者自らがマニフェスト (産業廃棄物管理票) で確認する制度のことをいう。これにより収集運搬、処理等の事故や不法投棄等の不適正処理を未然防止することができる。

(や)

やまぐちエコリーダースクール

児童生徒の環境保全に対する正しい理解と主体的な行動がとれる態度を育成するため、環境マネジメントシステム (PDCA サイクル) を取り入れ、全校規模で環境教育に取り組み、その成果が認められた学校を「やまぐちエコリーダースクール」として認証する。

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるものをいう。代表的な物質は、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等である。

優良産廃処理業者

都道府県・政令市が通常の許可基準よりも厳しい基準に基づき審査し、認定した産業廃棄物処理業者で、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定している。

溶存酸素量 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、普通 7~14 mg/L 程度であるが、汚染され、有機物が多くなると汚濁物質が酸素を消費するため、溶存酸素量は減少する。環境基準では、海域、河川及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

(ら)

ラムサール条約

昭和 46 (1971) 年、イランのラムサールという都市で「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択されたため、「ラムサール条約」と呼ばれるようになった。

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物 (ごみ) の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいう。

リデュース (発生・排出抑制)

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生自体を抑制することをいう。リユース、リサイクルよりも優先される取組である。

リユース (再使用)

循環資源を製品としてそのまま使用することをいう (修理を行ってこれを使用することを含む)。循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビールびんなどのリターナブル容器が代表的なものである。

類型指定

水質汚濁及び騒音環境基準については、国において複数の段階に区分した類型ごとに基準値が示されている。これに基づき国及び県が、河川等の水域又は地域ごとに適用する類型を指定している。

レッドデータブック

絶滅の恐れがある野生生物の種を選定し、その生息・生育状況を解説した報告書をいう。名称は国際自然保護連合 (IUCN) が初めて発行したものの表紙が赤だったことによる。